

第2期熊野町

子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
熊野町

はじめに

「第2期熊野町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって

わが国では、人口減少、少子高齢化が進行し、将来的に社会経済への深刻な影響が懸念されています。社会経済環境の変化は、核家族化の進行、働き方の多様化など子育てを取り巻く環境の変化をもたらし、子育て家庭のライフスタイルの多様化や子育てに関する意識の変化なども相まって、子育てに対する不安や負担感を抱える家庭が増えています。また、地域のつながりの希薄化などにより日々の子育てに対する助言、支援や協力を身近な人から得ることが困難な状況にあり、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている家庭も少なくありません。

さらに、育児休業制度の定着や女性の就労意欲の高まり、或いは経済的理由などにより共働き世帯は増え続けており、仕事と子育てを両立する家庭は増えています。こうした状況の変化を背景に、さらなる保育需要と多様な保育ニーズへの適切な対応が求められています。

本町においても、平成27年に第1期の計画となる「熊野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけでなく、「社会の宝」「将来の夢」である次代を担う子ども・若者への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたくなるまちづくりを推進してきました。

このたびの「第2期子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づく計画等を一体化した子どもに関する総合的な計画として策定し、令和2年度以降は、この新しい計画に基づき、次世代を担う子供たちがたくましく健やかに生きていく力の育成や、安心して子供を産み育てられる環境の整備などの子育て支援施策を計画的に実施するため、令和2年度から令和6年度までの計画を策定しました。

この計画では、前計画の基本理念「安らぎの子育てを支え、力強く健やかな子どもを育む熊野町」を引き継ぎつつ、本町の子育て支援施策をさらに充実させていくこととしています。

これを機に、第5次熊野町総合計画でうたっている「ひとまち育む筆の都熊野」の施策をさらに推進してまいりますので、引き続き、町民に皆様のご理解のもと、子育て支援施策の推進にご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「熊野町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども子育て支援に関するニーズ調査」などにご協力いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

熊野町長 三村 裕史

目次

はじめに～計画策定にあたって～	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	5
第1章 子ども・子育てを取り巻く現況	6
第1節 少子化の動向	6
1. 総人口と児童人口の推移	6
2. 年齢3区分人口比の推移	7
3. 出生の動向	7
4. 婚姻の動向	8
第2節 家族や地域の状況	10
1. 世帯の状況	10
2. 女性の年齢別就業率	11
第3節 子育て支援サービスの提供と利用の状況	13
1. 保育所（園）における保育サービス等の状況	13
2. 幼稚園の状況	14
3. 認定こども園の状況	15
4. 子育て支援センターの実施状況	15
5. 学校児童数の推移	15
6. 放課後児童健全育成事業の状況	16
7. 母子保健の実態及び母子保健事業の実施状況	16
8. 町内の保育・教育事業に関連する施設の位置図	21
第4節 子ども・子育てニーズ調査結果概要	22
1. 調査方法	22
2. 調査結果の概要	23
第5節 子ども・子育て支援事業計画の評価	35
1. 第1期計画における取組の評価・課題	35
2. 目標指標の進捗状況と評価	39
第2章 計画の基本的な考え方	42
第1節 計画の視点	42
第2節 計画の基本理念	42
第3節 計画の基本目標	43
第4節 計画の体系	45
第3章 事業量の見込みと確保方策	46
第1節 教育・保育の提供区域の設定	46
第2節 教育・保育給付	46

1. 保育認定	46
2. 教育・保育認定者数の推計	47
第3節 地域子ども・子育て支援事業	48
第4章 子ども・子育て支援事業計画	52
第1節 安らぎの子育て「安心・安全」	52
1. 健やかに生み、育てるための環境づくり	52
2. 子育てによるこびが持てる家庭づくり	56
3. 生活環境の整備	57
第2節 まち全体で育む「支え合い」	58
1. 地域における子育て支援体制づくり	58
2. 保育サービスの充実	59
3. 子育て支援事業の充実	61
4. 職場における子育て支援の促進	63
5. 子どもの貧困対策	64
第3節 力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」	65
1. 子どもを育む環境の充実	65
2. 子どもの権利を尊重した社会の実現	66
第5章 計画の推進	67
1. 町民や地域、関係団体との協働	67
2. 計画の推進体制	67
3. 計画の進行管理	67
4. 「熊野町子ども・子育て支援事業計画」の具体施策と目標指標	68
資料編	75
1. 用語解説（50音順）	75
2. 熊野町子ども・子育て会議条例	78
3. 熊野町子ども・子育て会議委員名簿	80

はじめに～計画策定にあたって～

1. 計画策定の趣旨

我が国では、依然として出生数の低下や出生率の減少による少子化が進んでおり、合計特殊出生率は平成30年で1.42と人口を維持するために必要である2.08を大きく下回っています。

その背景には経済状況や就労状況における仕事と子育ての両立の難しさや理想とする子どもの数を持たないことによる出生数の低下、ライフスタイルの多様化による未婚化や晩婚化の進行などがあげられています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築することとなりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の見直し等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新たな制度の下、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一元的な提供、保育の量的拡充や質的向上等を総合的に推進していくことを目指しています。

本町においても、平成27年に第1期の計画となる「熊野町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1期計画）を策定し、住民、事業者、行政等が連携して子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、少子高齢化の進展は全国的な状況であり、今後もさらなる進展が予測されています。

以上を踏まえ、子どもの健やかな育ちと家庭での子育てを地域で支援する環境を整備し、子育てがしやすいまちづくりを推進するために、「第2期熊野町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定します。

【国の動き】

国の動き	
平成2年	〈1.57ショック〉＝少子化の傾向が注目を集める
平成6年	エンゼルプラン＋緊急保育対策5か年事業（平7～11年度）
平成11年	少子化対策推進基本方針少子化対策推進関係閣僚会議決定 新エンゼルプラン（平12～16年度）
平成13年	仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）平13.7.6閣議決定
平成14年	少子化対策プラスワン厚生労働省まとめ
平成15年	少子化社会対策基本法平15.9.1施行 次世代育成支援対策推進法平15.7.16から段階施行 ↓ 地方公共団体・企業等における行動計画の策定・実施
平成16年	少子化社会対策大綱平16.6.4閣議決定 子ども・子育て応援プラン平16.12.24少子化社会対策会議決定（平17～21年度）
平成18年	新しい少子化対策について平18.6.20少子化社会対策会議決定
平成19年	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 仕事と生活の調和推進のための行動指針 「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略
平成20年	「新待機児童ゼロ作戦」について 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方 仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項 5つの安心プラン ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会 社会保障国民会議最終報告
平成21年	次世代育成支援対策推進法の一部改正 児童福祉法等の一部改正
平成22年	子ども・子育てビジョン閣議決定 子ども・子育て新システム検討会議
平成24年	子ども・子育て関連3法公布 子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定
平成25年	子ども・子育て会議設置 待機児童解消加速化プラン 少子化危機突破のための緊急対策
平成26年	子供の貧困対策に関する大綱平26.8.29閣議決定
平成27年	少子化社会対策大綱平27.3.20閣議決定 子ども・子育て支援新制度
平成29年	子育て安心プラン平29.12.8閣議決定の「新しい経済政策パッケージ」により前倒し実施
令和元年	幼児教育・保育の無償化

【県の動き】

県の動き	
平成 7 年	広島県児童環境づくり推進プラン（平成 7 年～11 年度）策定
平成 12 年	こども夢プラン 21（平成 12 年～16 年度）策定
平成 17 年	未来に輝くこども夢プラン（平成 17 年～21 年度）策定
平成 22 年	「みんなで育てる子ども夢プラン」（平成 22 年～26 年度）策定
平成 24 年	保育人材バンクの配置
平成 25 年	保育コンシェルジュの配置 イクボス宣言 「子育てスマイルマンション認定制度」の創設
平成 26 年	広島県子ども・子育て審議会設置 ひろしま出会いサポートセンター設置
平成 27 年	ひろしまファミリー夢プラン（平成 27 年度～31 年度）
平成 29 年	「ひろしま版ネウボラ」モデル事業開始 「ひろしま自然保育認証制度」の創設 『遊び 学び 育つひろしまっ子！』推進プラン策定
平成 30 年	学びのセーフティネット構築事業

2. 計画の性格・位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

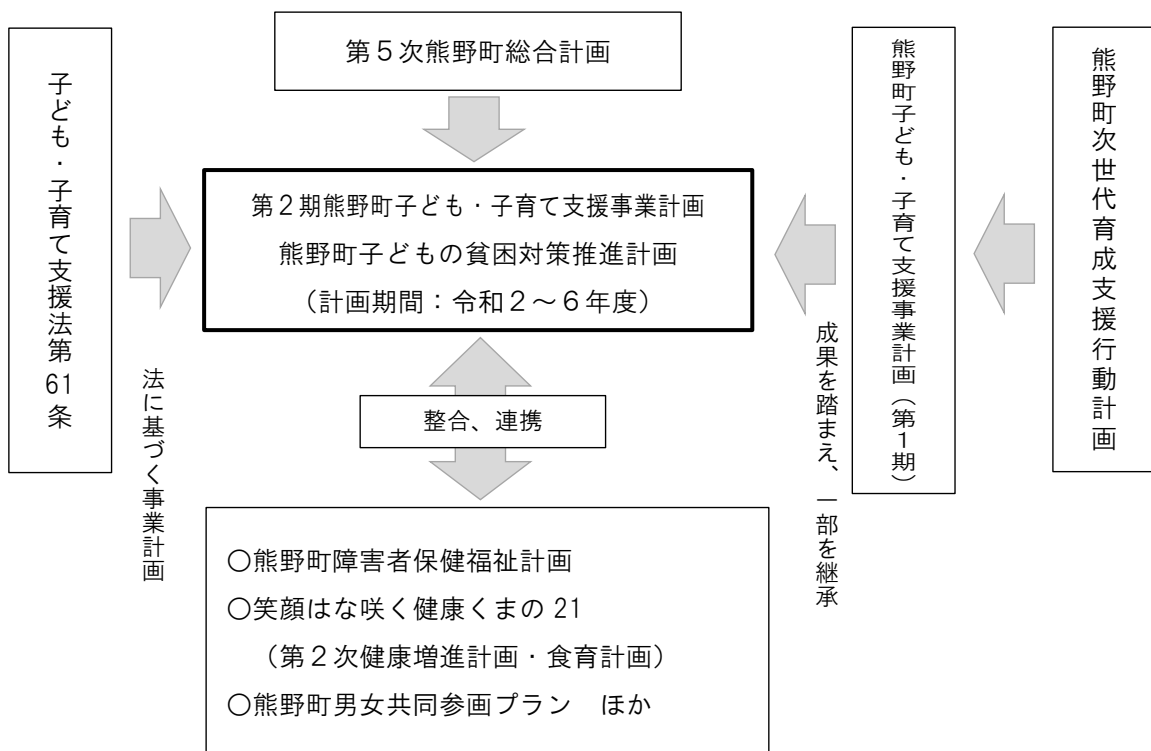
(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和 7 年 3 月まで 10 年間延長することになったことに伴い、本計画として一体的に推進していくものとします。

また、子どもの貧困対策推進計画についても法的根拠となる「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）においてこれまで都道府県のみ策定が努力義務とされてきましたが、令和元年 6 月の改正により、市町村においても策定が努力義務とされたことから、あわせて本計画と一体的に策定します。

(3) 関連計画との整合性

本計画は、「第五次熊野町総合計画」をはじめとして、「障害者保健福祉計画」など、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図るものとし、子育てに関する施策を総合的に推進します。



3. 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、社会経済情勢や子育てニーズの変化等に適切に対応するため、本計画は定期的に計画の進捗状況を点検して、必要に応じた見直しも随時行っていくこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
熊野町子ども・子育て支援事業計画（第1期）									
					第2期熊野町子ども・子育て支援事業計画				
					熊野町子どもの貧困対策推進計画 				

4. 計画の策定体制

(1)「熊野町子ども・子育て会議」による審議

本計画を策定するにあたり、町内の子どもの保護者、事業主を代表する者、保育所（園）や幼稚園など、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者（大学教授）などで構成される「熊野町子ども・子育て会議」において、計画の内容に対する検討を行うとともに、今後の本町における子育て支援のあり方についての認識の共有を図りました。

(2)ニーズ調査の実施

本計画の策定に関し、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者854人、就学児童（1～4年生）の保護者431人を対象として、「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

第1章 子ども・子育てを取り巻く現況

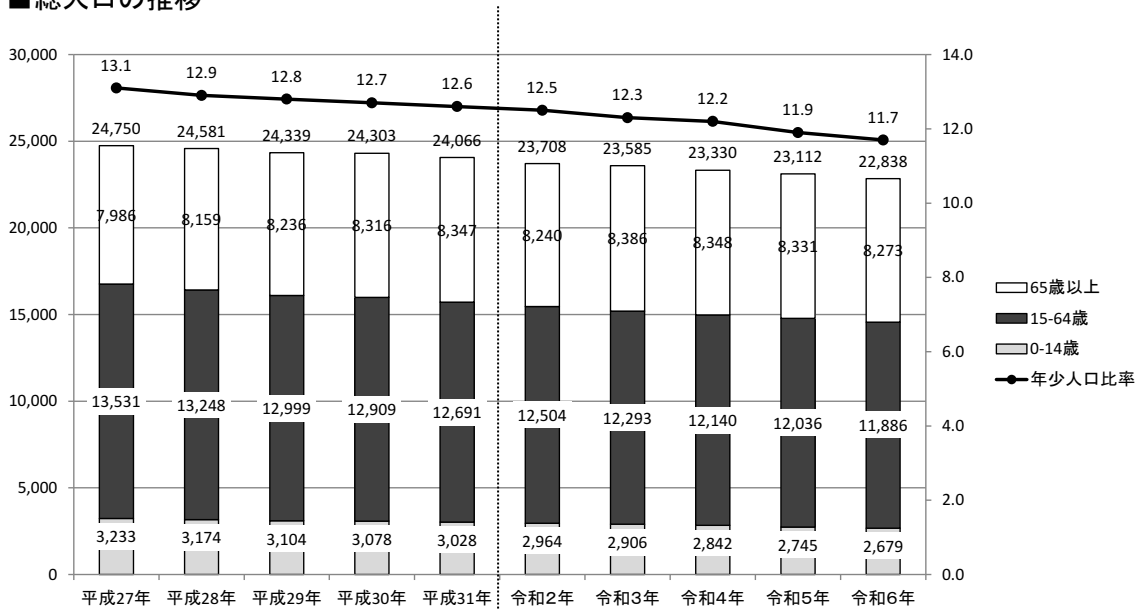
第1節 少子化の動向

1. 総人口と児童人口の推移

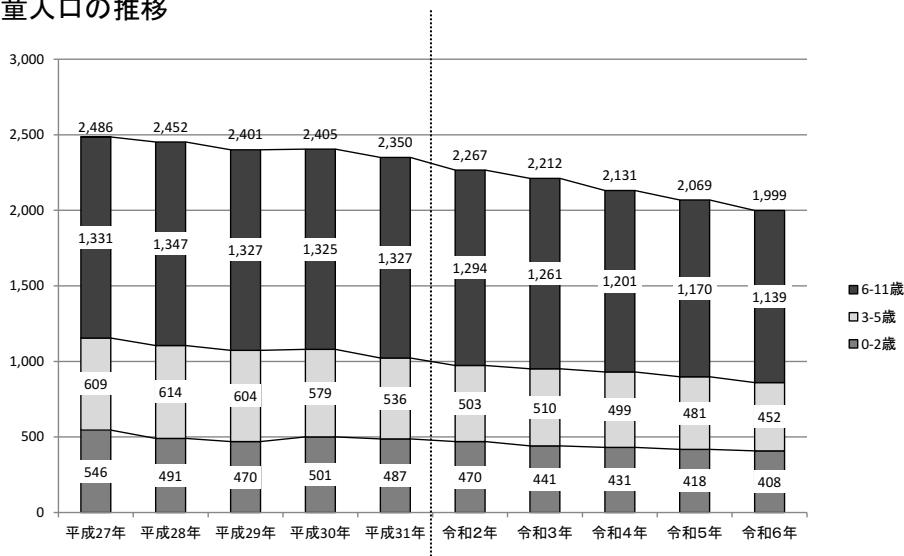
総人口は、減少傾向で推移しており、平成31年では24,066人となっています。第1期計画の策定年度である平成27年と比べると684人の減少となっています。また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向で推移しており、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあることから、少子高齢化が更に進行しています。

児童人口（0歳～11歳）をみると、総人口と同じく減少傾向で推移しており、平成27年と平成31年を比べると136人の減少となっています。

■総人口の推移



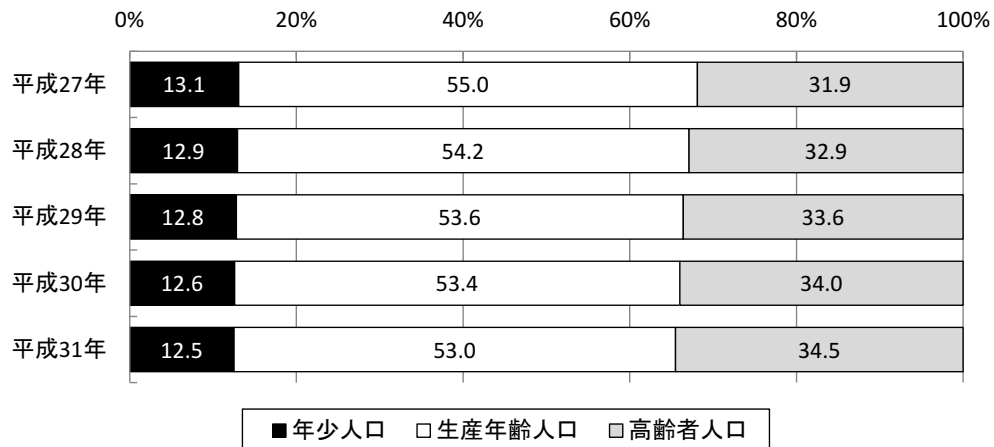
■児童人口の推移



※推計人口は実績人口をもとにコーホート変化率法により算出

2. 年齢3区分人口比の推移

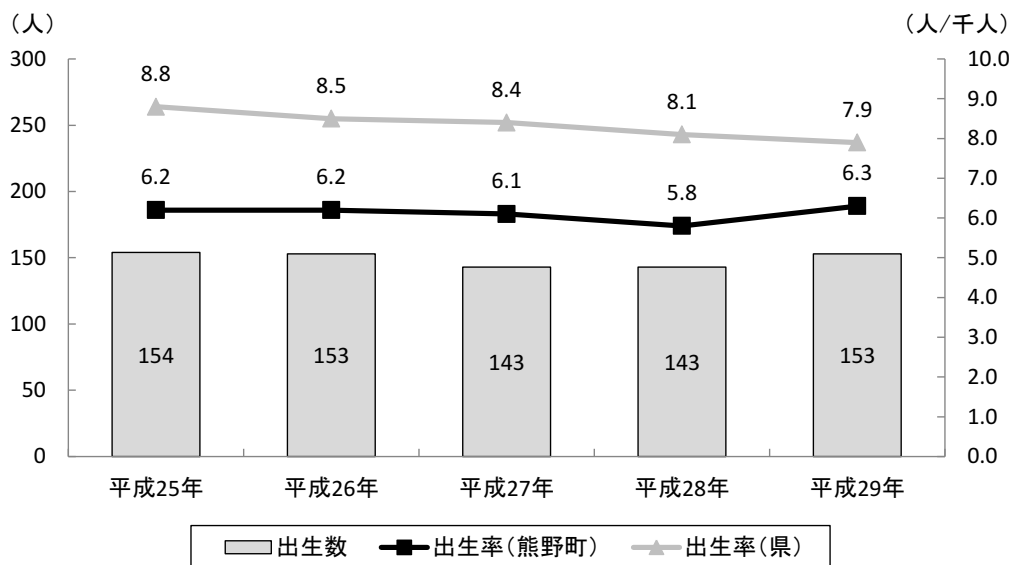
住民基本台帳による本町の人口をもとに、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分人口比率をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。各人口について平成27年と平成31年を比べると、年少人口は、0.6ポイント、生産年齢人口は、2.0ポイント減少しており、高齢者人口は、2.6ポイント増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

3. 出生の動向

人口動態統計による本町の出生数は、減少傾向にありましたが、平成29年には増加し153人となっています。県と比較すると出生率は低い傾向で推移しています。



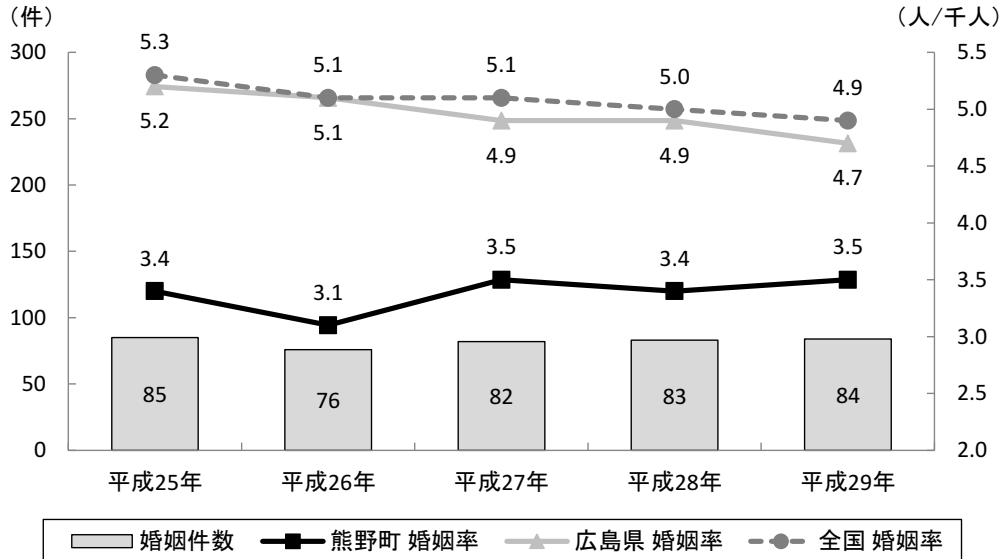
資料：人口動態統計

4. 婚姻の動向

(1) 婚姻数の推移

人口動態統計による本町の婚姻件数は、平成29年では84件となっています。

婚姻率をみると、全国、県より低い傾向で推移しています。

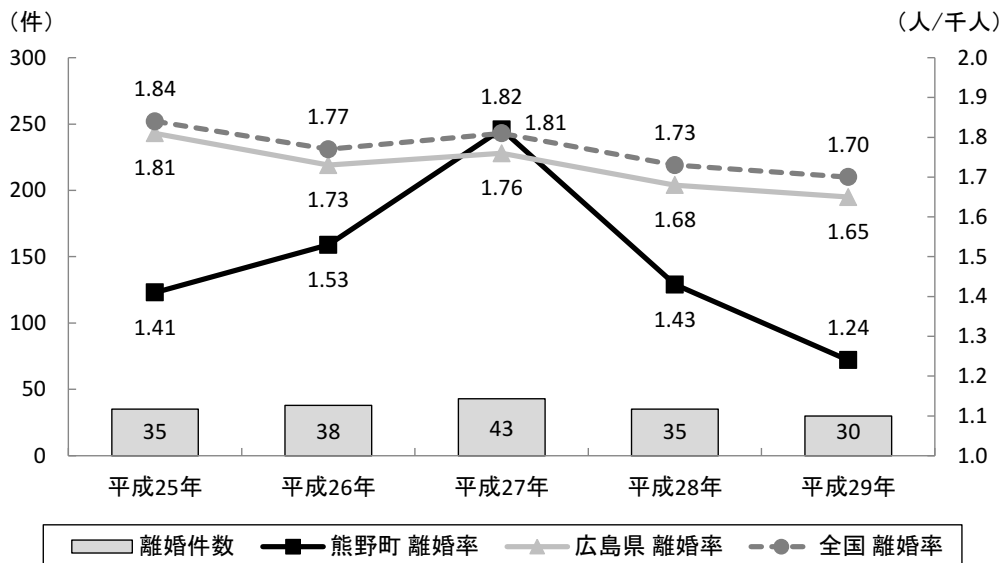


資料：人口動態統計

(2) 離婚数の推移

人口動態統計による本町の離婚件数は、平成29年では30件となっています。

離婚率をみると、平成27年に全国及び県よりも高い傾向にありましたが、それ以降は大きく下回っています。

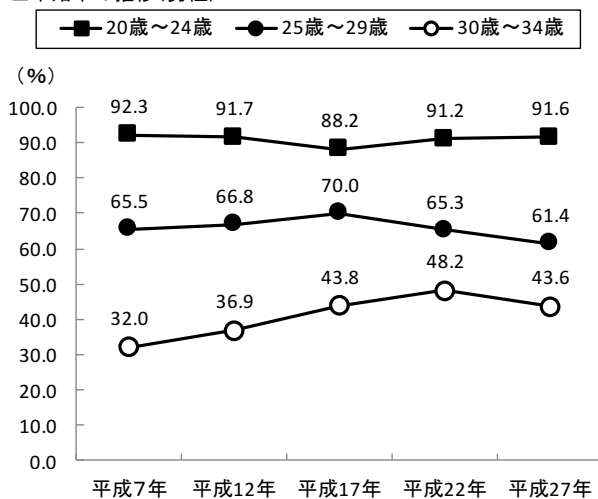


資料：人口動態統計

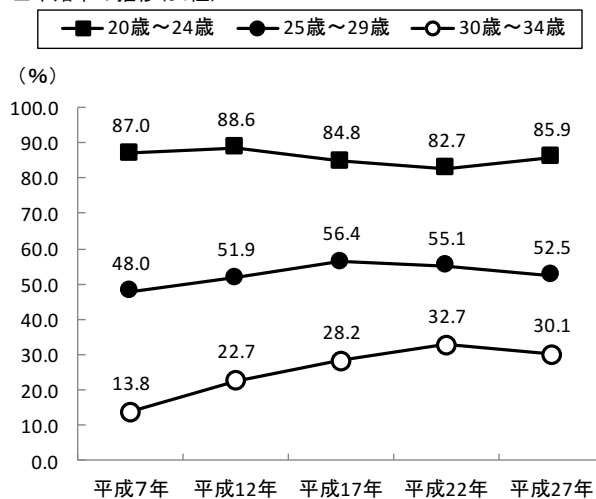
(3)未婚率の推移

国勢調査による本町の未婚率をみると、男性女性共に、平成27年では20歳～24歳の未婚率が増加していますが、その他の年齢層では未婚率が減少しています。

■未婚率の推移(男性)



■未婚率の推移(女性)



資料:国勢調査

第2節 家族や地域の状況

1. 世帯の状況

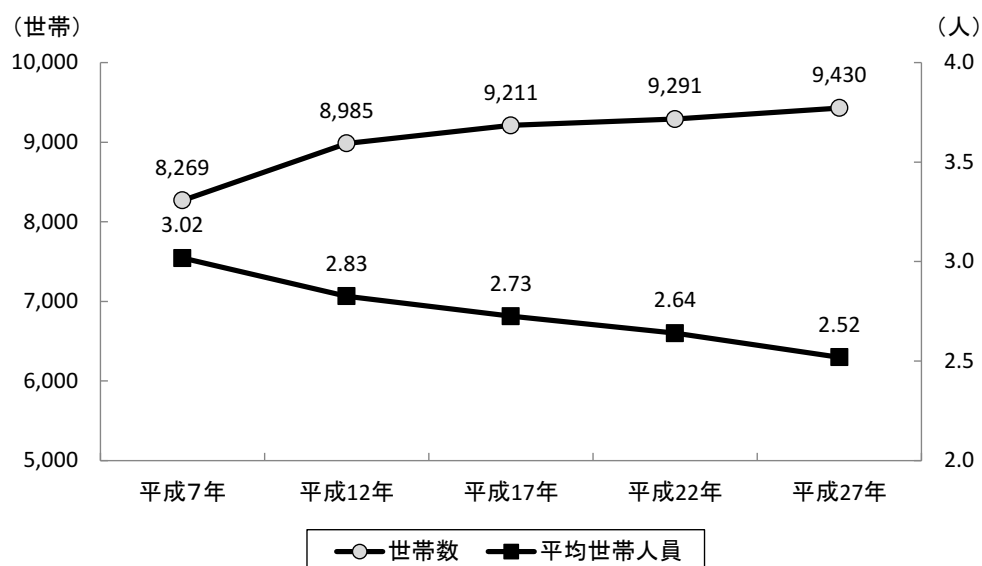
国勢調査による本町の世帯の状況をみると、世帯数は増加傾向にあり、平成27年では9,430世帯となっています。

一方、平均世帯人員をみると引き続き減少傾向にあります。

■世帯構造の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	8,269世帯	8,985世帯	9,211世帯	9,291世帯	9,430世帯
平均世帯人員	3.02人	2.83人	2.73人	2.64人	2.52人

資料:国勢調査



2. 女性の年齢別就業率

(1) 女性就業者数の推移

国勢調査による本町の女性就業者数をみると、平成 12 年以降減少傾向にあり、平成 27 年には 4,882 人（就業比率：45.3%）となっています。

■女性の就業者数の推移

	15 歳以上の女性人口	うち就業者数	就業比率
平成 7 年	11,061 人	5,418 人	49.0%
平成 12 年	11,377 人	5,589 人	49.1%
平成 17 年	11,248 人	5,424 人	48.2%
平成 22 年	11,017 人	4,920 人	44.7%
平成 27 年	10,772 人	4,882 人	45.3%

資料：国勢調査

(2) 年齢別女性就業者数及び就業率

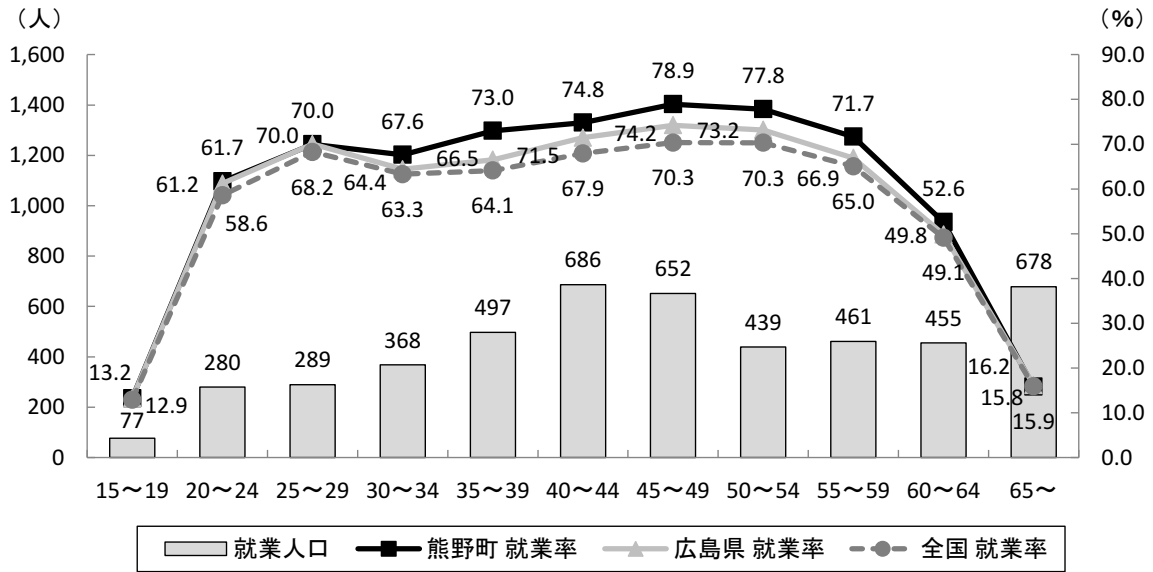
国勢調査による本町の女性就業者数及び就業率を年齢 5 歳階級別にみると、25～29 歳では 70.0%であった就業率が、30～34 歳にかけて 67.6%まで下がり、35～49 歳にかけては 75%前後にまで上昇するという M 字型の曲線を描いています。平成 22 年と比較すると、25 歳以上で概ね就業率が上昇しています。また、国・県と比較して就業率が高くなっています。

■年齢別女性就業者数及び就業率

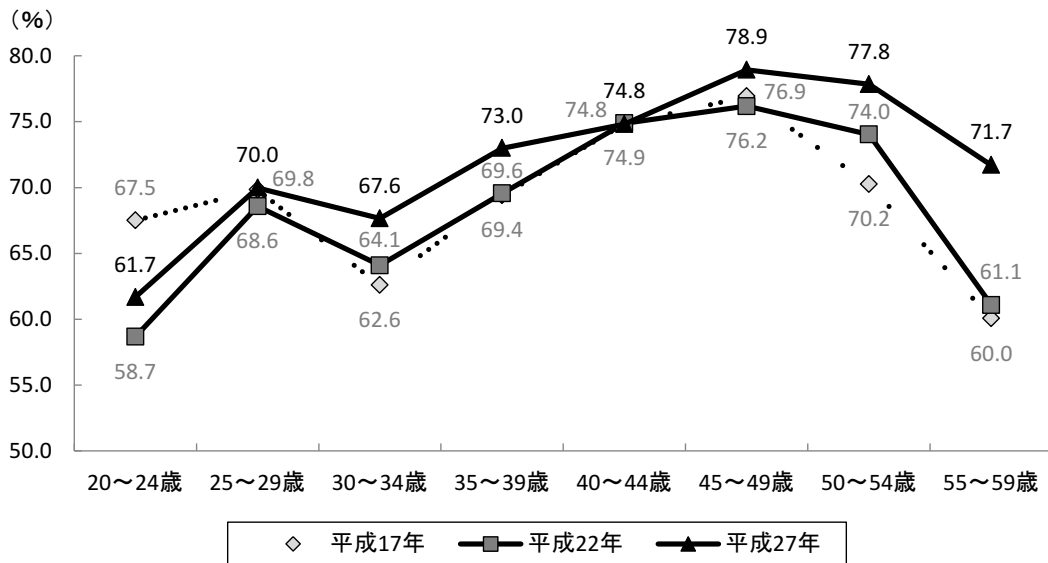
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年		
	就業率	就業率	就業人口	女性人口	就業率
15～19 歳	11.5%	14.1%	77 人	582 人	13.2%
20～24 歳	67.5%	58.7%	280 人	454 人	61.7%
25～29 歳	69.8%	68.6%	289 人	413 人	70.0%
30～34 歳	62.6%	64.1%	368 人	544 人	67.6%
35～39 歳	69.4%	69.6%	497 人	681 人	73.0%
40～44 歳	74.8%	74.9%	686 人	917 人	74.8%
45～49 歳	76.9%	76.2%	652 人	826 人	78.9%
50～54 歳	70.2%	74.0%	439 人	564 人	77.8%
55～59 歳	60.0%	61.1%	461 人	643 人	71.7%
60～64 歳	36.2%	42.7%	455 人	865 人	52.6%
65 歳以上	14.6%	13.0%	678 人	4,283 人	15.8%
合計	48.2%	44.7%	4,882 人	10,772 人	45.3%

資料：国勢調査

■平成 27 年年齢別女性就業者数及び就業率



■年次別年齢別(20~59歳)女性就業率の推移



第3節 子育て支援サービスの提供と利用の状況

1. 保育所（園）における保育サービス等の状況

(1) 保育所（園）の定員及び入所状況

保育所（園）は公立が1か所、私立が3か所、合計4か所あり、全保育所（園）の合計定員は平成31年現在で450人となっています。

■ 保育所（園）の定員及び入所状況（ 部分は充足率が100%以上）

公・私	名称	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
公	くまの・みらい 保育園	定員	180人	180人	180人	180人	180人
		入所人員	187人	195人	212人	189人	181人
		充足率	103.9%	108.3%	117.8%	105.0%	100.6%
私	くまの 中央保育園	定員	90人	90人	90人	90人	90人
		入所人員	97人	92人	85人	89人	91人
		充足率	107.8%	102.2%	94.4%	98.9%	101.1%
私	保育所 ひかり学園	定員	120人	120人	120人	120人	120人
		入所人員	105人	116人	112人	109人	104人
		充足率	87.5%	96.7%	93.3%	90.8%	86.7%
私	初神保育園	定員	60人	60人	60人	60人	60人
		入所人員	41人	38人	37人	34人	32人
		充足率	68.3%	63.3%	61.7%	56.7%	53.3%
合計		定員	450人	450人	450人	450人	450人
		入所人員	430人	441人	446人	421人	408人
		充足率	95.6%	98.0%	99.1%	93.6%	90.7%

各年4月1日現在

(2) 保育所（園）における特別保育サービス等の実施状況

保育所（園）における特別保育事業の実績、並びに各保育所（園）における実施状況は以下のとおりとなっています。

① 延長保育

通常の保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までですが、保護者の多様な勤務形態や勤務時間の増加を踏まえ、通常保育を超えて保育を行う延長保育事業を、全保育所（園）で実施しています。午前7時から7時30分までの30分間を4施設で、午後6時30分から午後7時までの30分間を3施設で、午後6時30分から午後7時30分までの1時間を1施設で行っています。

②障害児保育

障害児保育は、日々の集団保育が可能な軽・中程度の障害児を受け入れ、保育を行う事業です。本町においては、全保育所（園）で対応しています。

③病後児保育

病気の回復期の子どもを一時的に預かり、医療的な環境のもとに保育を行う施設型の病後児保育をくまの・みらい保育園で実施しています。

2. 幼稚園の状況

(1)幼稚園の定員及び入園状況

幼稚園は3か所設置されており、合計定員は令和元年5月現在で270人となっています。

■幼稚園の定員及び入園状況

公・私	名称	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
私	淳教幼稚園	定員	150人	150人	150人	150人	150人
		入園人員	139人	136人	138人	132人	131人
		充足率	92.7%	90.7%	92.0%	88.0%	87.3%
私	聖徳幼稚園	定員	120人	120人	120人	120人	120人
		入園人員	60人	62人	56人	56人	50人
		充足率	50.0%	51.7%	46.7%	46.7%	41.7%
私	第二聖徳幼稚園	定員	170人	170人	170人	170人	-
		入園人員	108人	86人	83人	66人	-
		充足率	63.5%	50.6%	48.8%	38.8%	-
合計		定員	440人	440人	440人	440人	270人
		入園人員	307人	284人	277人	254人	181人
		充足率	69.8%	64.5%	63.0%	57.7%	67.0%

各年5月1日現在

3. 認定こども園の状況

認定こども園は1か所設置されており、定員は令和元年5月現在で170人となっています。

■認定こども園の定員及び入園状況

公・私	名称	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
私	認定こども園 第二聖徳幼稚園	定員	-	-	-	-	170人
		入園人員	-	-	-	-	83人
		充足率	-	-	-	-	48.8%

各年5月1日現在

4. 子育て支援センターの実施状況

本町では、くまの・こども夢プラザ内に子育て支援センターを設置しています。

子育て支援センターでは、下記のような活動や利用を通じた支援活動を行っており、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っています。

■子育て支援センターの主な活動内容

- | | |
|---------------------|--------------|
| ○子育てに関する情報提供 | ○親子あそびなどの行事 |
| ○子育てに関する相談対応 | ○講演会・育児懇談会 |
| ○保護者同士の交流・情報交換の場の提供 | ○育児サークル活動の支援 |
| ○オープンスペースの提供 | |

5. 学校児童数の推移

本町には令和元年度現在、小学校が4校、中学校が2校設置されています。小学校の児童数は1,318人、中学校の生徒数は651人となっています。

■小学校児童数の推移

名称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
熊野第一小学校	533人	555人	572人	552人	564人
熊野第二小学校	108人	101人	94人	98人	96人
熊野第三小学校	265人	281人	270人	282人	271人
熊野第四小学校	418人	401人	390人	387人	387人
合計	1,324人	1,338人	1,326人	1,319人	1,318人

各年5月1日現在

■中学校生徒数の推移

名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
熊野中学校	293 人	262 人	256 人	237 人	261 人
熊野東中学校	430 人	426 人	411 人	404 人	390 人
合計	723 人	688 人	667 人	641 人	651 人

各年5月1日現在

6. 放課後児童健全育成事業の状況

本町では、小学校1年生から6年生の児童のうち、保護者が就労している等の理由により、放課後に児童がひとりで過ごすこととなる家庭を対象に、町内4か所に児童クラブを設置しています。平成31年4月現在、合計351人の定員に対して342人が利用しています。

■児童クラブの状況(部分は充足率が100%以上)

名称	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
熊野町第一児童クラブ	定員	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
	会員数	93 人	89 人	96 人	114 人	124 人
	充足率	77.5%	74.2%	80.0%	95.0%	103.3%
熊野町第二児童クラブ	定員	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
	会員数	27 人	30 人	25 人	29 人	31 人
	充足率	67.5%	75.0%	62.5%	72.5%	77.5%
熊野町第三児童クラブ	定員	72 人	72 人	72 人	72 人	72 人
	会員数	57 人	59 人	60 人	78 人	89 人
	充足率	79.2%	81.9%	83.3%	108.3%	123.6%
熊野町第四児童クラブ	定員	119 人	119 人	119 人	119 人	119 人
	会員数	101 人	99 人	102 人	92 人	98 人
	充足率	84.9%	83.2%	85.7%	77.3%	82.4%
合計	定員	351 人	351 人	351 人	351 人	351 人
	会員数	278 人	277 人	283 人	313 人	342 人
	充足率	79.2%	78.9%	80.6%	89.2%	97.4%

各年4月1日現在

7. 母子保健の実態及び母子保健事業の実施状況

(1)乳幼児健康診査等の実施状況

本町の乳幼児健康診査は3か月～5か月児、1歳6か月児～1歳10か月児、3歳2か月～3歳7か月児を対象として、それぞれ年6回実施しています。

1歳6か月児・3歳児健康診査については、健診後にフォローの必要な子に対して発達相談や健診後フォロー教室等を実施し、継続支援を行っています。

そのほか、むし歯予防の正しい知識を学ぶことと早い時期から食生活の基盤を作ることを目的に9か月から1歳6か月頃までの乳幼児と保護者を対象に「もぐもぐ教室」「歯っぴー教室」を実施しています。

■乳幼児健康診査の実施内容・実施方法

事業種別	対象者	実施内容・実施方法
乳児健康診査	3か月～5か月の乳児	身体測定、内科健診、発育発達の検査等の他、育児の相談等も併せて実施。 対象者には個人通知を行っている。
1歳6か月児健康診査	1歳6か月～1歳10か月の幼児	身体測定、内科健診、歯科検診等の他、歯科・栄養・保健相談等の実施。 対象者には個人通知を行っている。
3歳児健康診査	3歳2か月～3歳7か月の幼児	身体測定、内科健診、歯科検診、耳鼻科・眼科調査の他、歯科・栄養・保健相談、発達相談等の実施。対象者には個人通知を行っている。

(2)乳幼児健康診査等の受診状況

乳児健康診査の受診率はほぼ横ばいの傾向にあります。また、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査では、9割近くが受診しています。未受診者に対しては、電話や訪問等により受診勧奨を実施し、その状況把握に努めています。

■乳児健康診査受診状況

区分	対象者数	受診者数	受診率
平成26年	161人	152人	94.4%
平成27年	174人	154人	88.5%
平成28年	116人	112人	96.6%
平成29年	153人	138人	90.2%
平成30年	161人	148人	91.9%

■1歳6か月児健康診査受診状況

区分	対象者数	一般		歯科	
		受診者数	受診率	受診者数	受診率
平成26年	189人	166人	87.8%	166人	87.8%
平成27年	177人	153人	86.4%	153人	86.4%
平成28年	151人	133人	88.1%	133人	88.1%
平成29年	162人	146人	90.1%	146人	90.1%
平成30年	166人	143人	86.1%	143人	86.1%

■3歳児健康診査受診状況

区分	対象者数	一般		歯科	
		受診者数	受診率	受診者数	受診率
平成26年	208人	201人	96.6%	201人	96.6%
平成27年	209人	185人	88.5%	185人	88.5%
平成28年	193人	185人	95.9%	185人	95.9%
平成29年	169人	161人	95.3%	161人	95.3%
平成30年	176人	157人	89.2%	157人	89.2%

■子どもの歯の教室(もぐもぐ教室・歯っぴー教室)の状況

区分	開催回数	対象者数	
		保護者	子ども
平成 26 年	4 回	47 人	55 人
平成 27 年	4 回	53 人	64 人
平成 28 年	4 回	40 人	42 人
平成 29 年	6 回	83 人	91 人
平成 30 年	5 回	70 人	87 人

(3)各種子育てに関する相談事業等

①妊婦相談

妊婦を対象として、母子健康手帳交付時に妊娠中の生活等の相談に応じています。

■母子健康手帳交付・妊婦相談の状況

区分	対象者数
平成 26 年	178 人
平成 27 年	165 人
平成 28 年	156 人
平成 29 年	179 人
平成 30 年	144 人

②母親学級・両親学級（妊婦教室）

妊婦とその家族を対象として、妊娠中の生活から育児等についての学習を目的にくまのこども夢プラザ等で実施しています。

■母親学級・両親学級の実施状況

内容	講師	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
●妊娠中の生活・準備物品 ●マタニティーストレッチ ●子育て支援センター見学	助産師 保健師	7 人	15 人	13 人	8 人	10 人
●歯科検診 ●妊娠中の歯の衛生	歯科医 歯科衛生士 助産師 保健師	27 人	19 人	13 人	11 人	4 人
●妊娠中からの産後の栄養	栄養士 助産師 保健師	10 人	15 人	13 人	12 人	8 人
●沐浴実習や妊婦体験 ●最近の子育て事情※	保健師 助産師	47 人	39 人	35 人	31 人	26 人

※平成 30 年度は平成 30 年 7 月豪雨の影響のため、1 回中止となった。

③離乳食教室

離乳食に関する正しい知識を学び、離乳を進める上で保護者が自身を持って対応できるようになることを目的に4か月頃から7か月頃までの乳児を持つ保護者を対象に実施しています。

■離乳食教室の実施状況

区分	参加者数（保護者）	参加者数（子ども）
平成26年	46人	42人
平成27年	60人	59人
平成28年	50人	49人
平成29年	45人	41人
平成30年	47人	51人

④育児相談（すくすくクラブ）

子どもの健やかな成長発達と保護者の育児不安の軽減のために、子育てに関する相談に応じています。また、保護者同士の交流の場として支援を行っています。くまの・こども夢プラザ、町民会館、中央ふれあい館、東部地域健康センターで毎月定期的を実施しています。

■育児相談（すくすくクラブ）の実施状況

区分	開催回数	延べ人数（乳幼児）	実人数（乳幼児）
平成26年	44回	765人	203人
平成27年	43回	820人	250人
平成28年	48回	890人	199人
平成29年	45回	722人	218人
平成30年	38回	466人	140人

⑤家庭訪問

支援が必要な妊産婦・乳幼児・発達等の支援が必要な学童への訪問活動を行っています。また「乳児家庭全戸訪問事業」として乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳児と母親の心身の健康状況や養育環境の把握、必要に応じ保健指導を行っています。

■家庭訪問実施状況

区分	①対象者	②訪問件数	訪問実施率（②/①×100）
平成26年	159人	153件	96.2%
平成27年	147人	139件	94.6%
平成28年	146人	142件	97.3%
平成29年	154人	150件	97.4%
平成30年	159人	159件	100.0%

⑥多胎児教室（マスカットキッズ）

多胎児の保護者同士が情報交換できる場の提供や育児支援を目的に実施しています。多胎児の保護者を対象に、親子あそび等を通し、多胎児特有の子育ての情報交換や仲間づくりの場としています。

■マスカットキッズの実施状況

区分	開催回数	延べ参加者数	
		保護者	子ども
平成 26 年	1 回	4 人	9 人
平成 27 年	3 回	9 人	20 人
平成 28 年	4 回	9 人	23 人
平成 29 年	4 回	13 人	28 人
平成 30 年	4 回	6 人	14 人

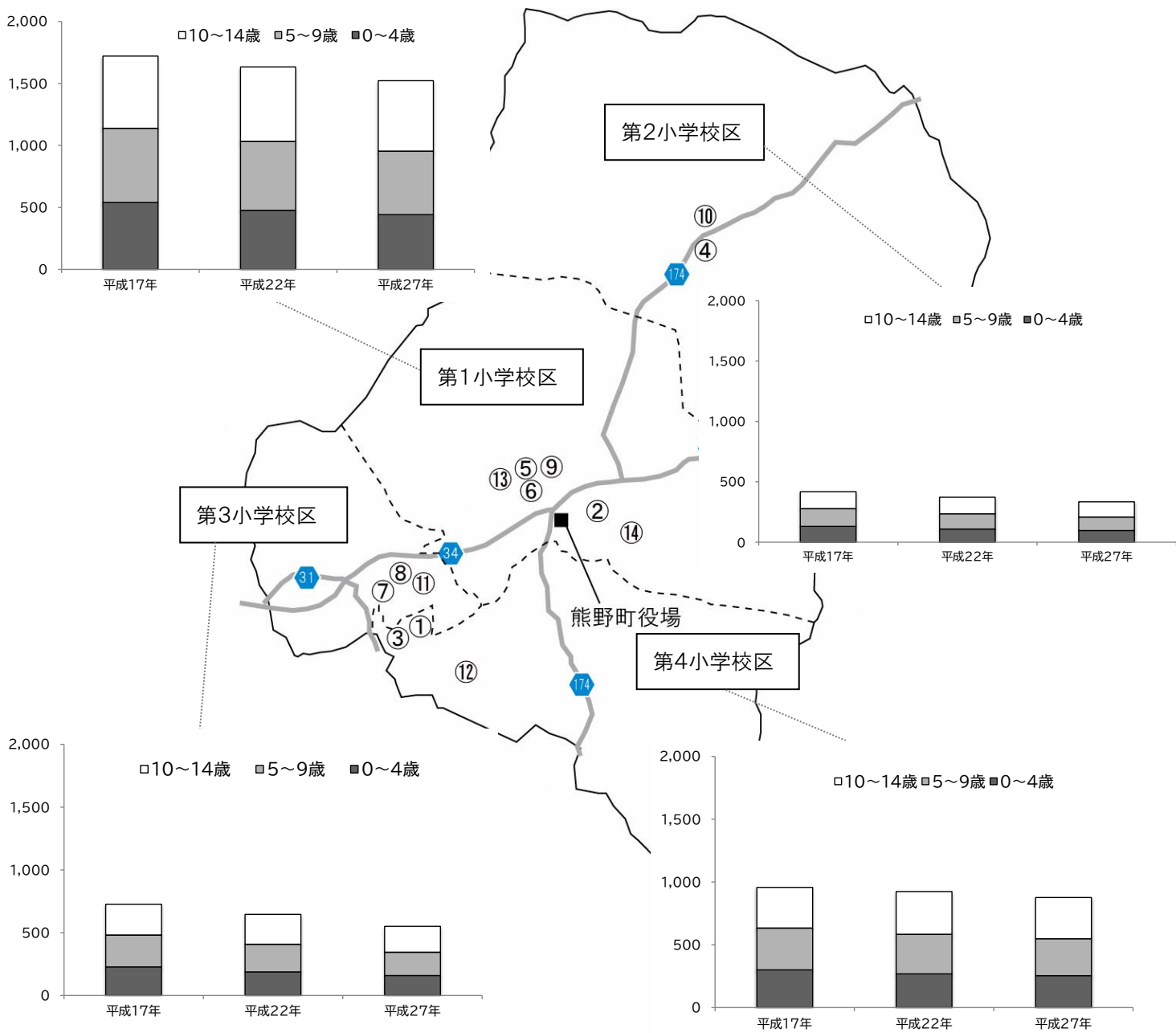
⑦障害児継続支援事業（スマイルキッズ）

子育てや療育で悩んでいる保護者の情報交換や交流の場としています。誰でも自由に参加できる場としています。

■スマイルキッズの実施状況

区分	開催回数	延べ参加者数	
		保護者	子ども
平成 26 年	8 回	72 人	92 人
平成 27 年	11 回	89 人	88 人
平成 28 年	11 回	97 人	105 人
平成 29 年	11 回	97 人	96 人
平成 30 年	8 回	48 人	35 人

8. 町内の保育・教育事業に関連する施設の位置図



	施設名		施設名
①	くまの・みらい保育園	⑧	くまの・こども夢プラザ
②	くまの中央保育園	⑨	熊野町立熊野第一小学校
③	保育所ひかり学園	⑩	熊野町立熊野第二小学校
④	初神保育園	⑪	熊野町立熊野第三小学校
⑤	淳教幼稚園	⑫	熊野町立熊野第四小学校
⑥	聖徳幼稚園	⑬	熊野町立熊野中学校
⑦	認定こども園 第二聖徳幼稚園	⑭	熊野町立熊野東中学校

第4節 子ども・子育てニーズ調査結果概要

1. 調査方法

この計画を策定するにあたり、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、今後の子育て施策を進めるための基礎資料として、平成31年3月に「熊野町子ども子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

- 調査地域 : 熊野町
調査対象者 : 熊野町に住んでいる就学前児童のいる全世帯（就学前児童用 ㊤）及び小学生4年生以下の子がいる世帯のうち㊤を除いた全世帯（小学校児童用）
対象数 : 就学前 854人 小学生 431人
調査期間 : 平成31年3月15日～平成31年3月31日まで
調査方法 : 郵送による配布回収（督促ハガキ対応あり）

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査票	854票	496票	58.1%
小学校児童用調査票	431票	250票	58.5%
合計	1,285票	746票	58.3%

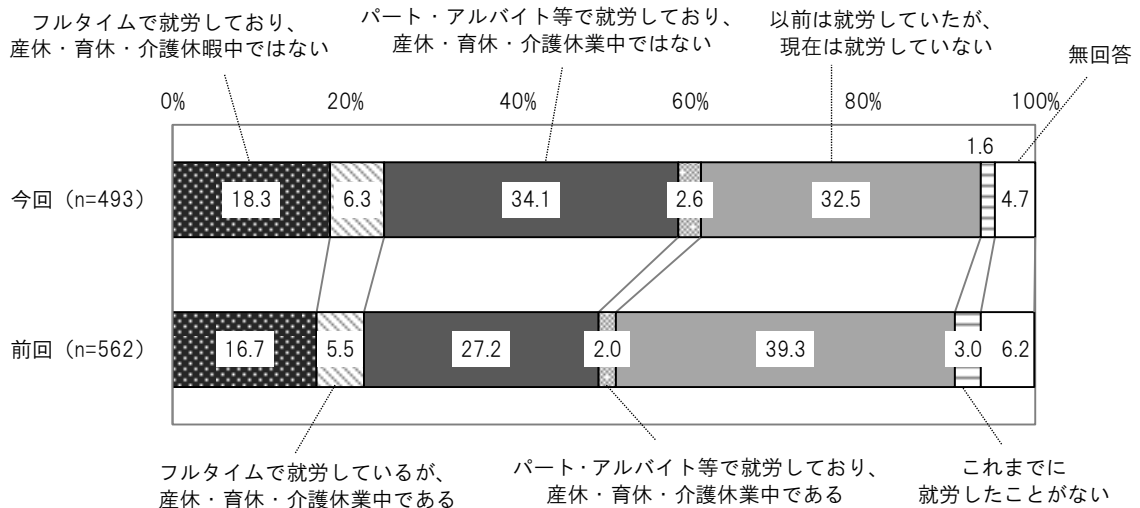
2. 調査結果の概要

(1) 就労状況

① 母親の就労状況

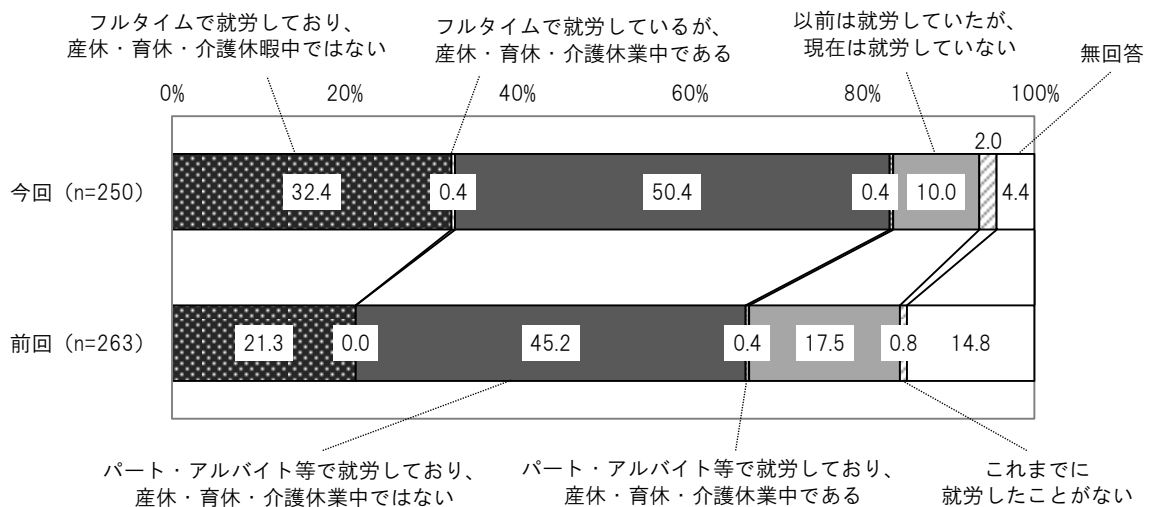
◆ 就学前

- ・ 就労している方は61.3%で、前回と比較すると、51.4%から9.9%増加しています。
- ・ 「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は34.1%と最も多くなっています。



◆ 小学校

- ・ 「フルタイム」、「パート・アルバイト等」で就労している人が、8割を超えています。その中で、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」人が50.4%と最も多くなっています。
- ・ 前回と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.3%から32.4%へと増加しています。



②父親の就労状況

◆就学前

・「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が91.7%となっています。

項目	割合	
	今回 (n=460)	前回 (n=562)
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	91.7%	83.6%
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	1.1%	0.5%
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	0.7%	0.9%
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である	0.0%	0.0%
以前は就労していたが、現在は就労していない	0.2%	1.2%
これまでに就労したことがない	0.2%	0.0%
無回答	6.1%	13.7%

◆小学校

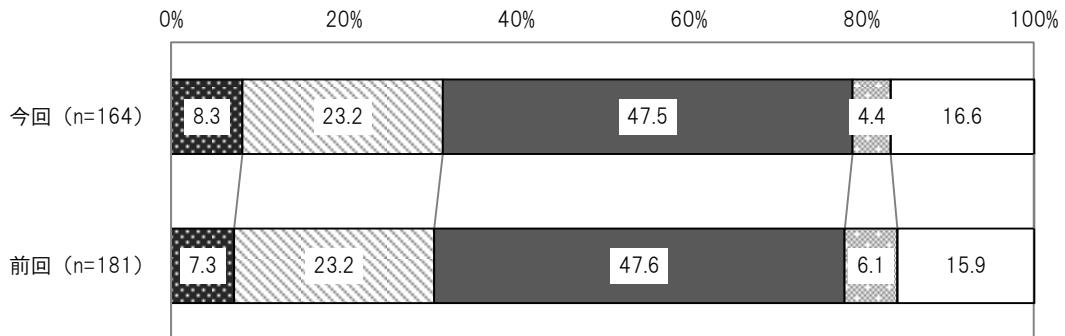
・「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が80.4%と最も多くなっています。

項目	割合	
	今回 (n=250)	前回 (n=263)
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	80.4%	74.5%
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0.4%	0.8%
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	1.2%	0.0%
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である	0.0%	0.0%
以前は就労していたが、現在は就労していない	0.4%	0.4%
これまでに就労したことがない	0.0%	0.0%
無回答	17.6%	24.3%

③【パート・アルバイト等で就労している人】母親のフルタイムへの転換希望

◆就学前

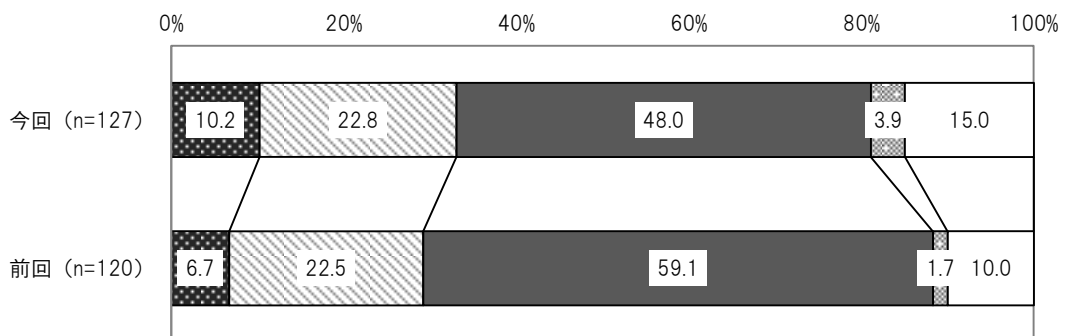
- ・母親は「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 47.5%と最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 23.2%となっています。
- ・母親は前回と比較すると、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」が 6.1%から 4.4%へと減少しています。



- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- 無回答

◆小学校

- ・母親は「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 48.0%と最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 22.8%となっています。
- ・前回と比較すると、母親は「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 59.1%から 48.0%へと減少しています。

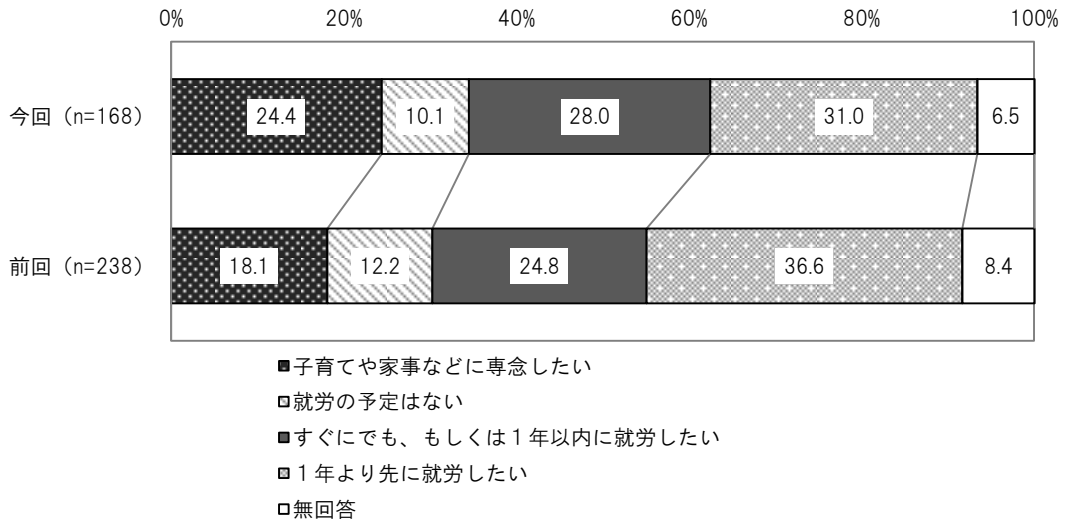


- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- 無回答

④【就労していない・就労したことがない人】母親の就労希望

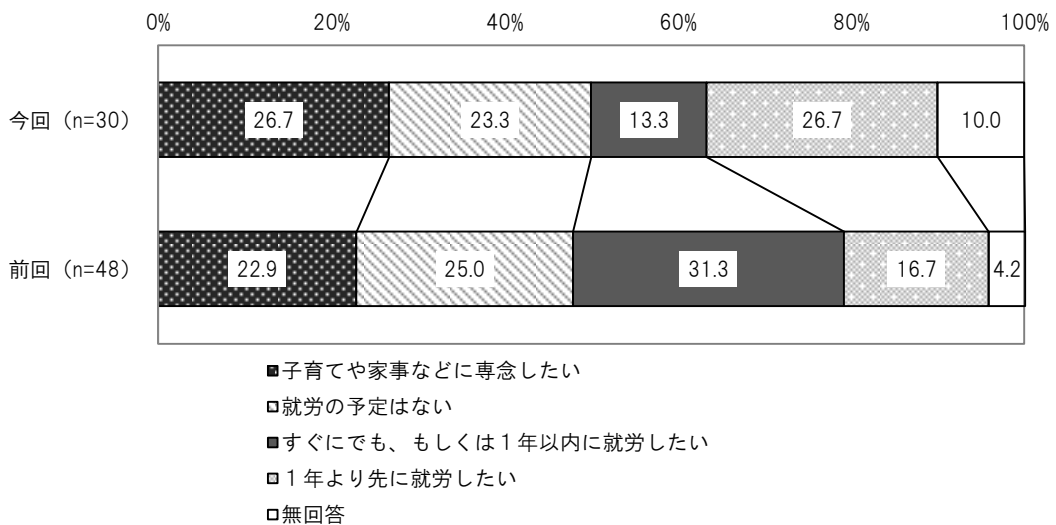
◆就学前

・母親は「1年より先に就労したい」が31.0%と最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が28.0%となっています。



◆小学校

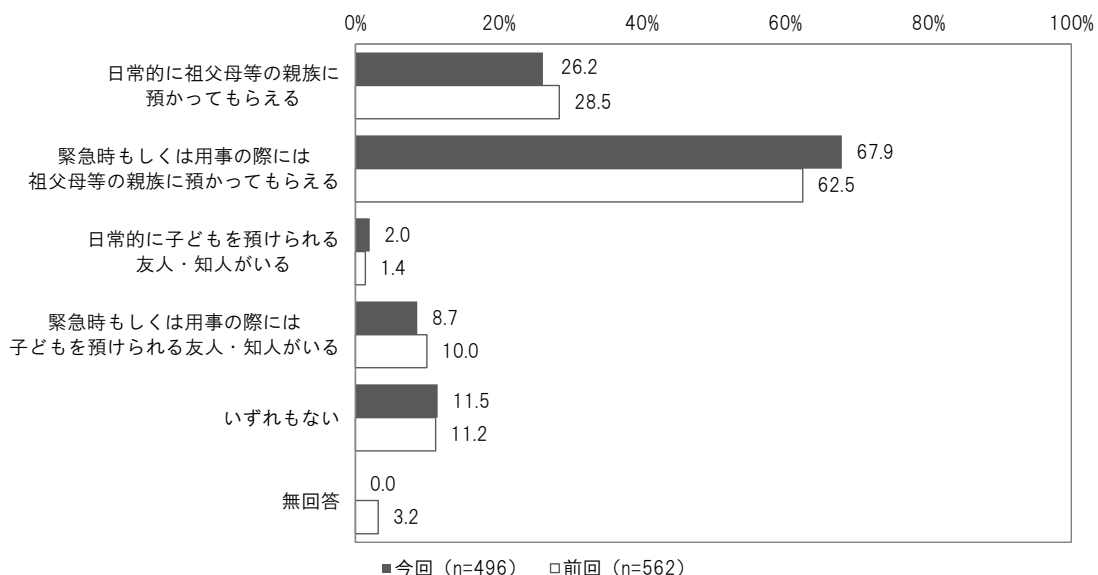
・「子育てや家事などに専念したい」、「1年より先に就労したい」が26.7%と最も多く、次いで「就労の予定はない」が23.3%となっています。
 ・前回と比較すると、「1年より先に就労したい」が16.7%から26.7%へと増加し、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.3%から13.3%へと減少しています。



(2)日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族や知人について

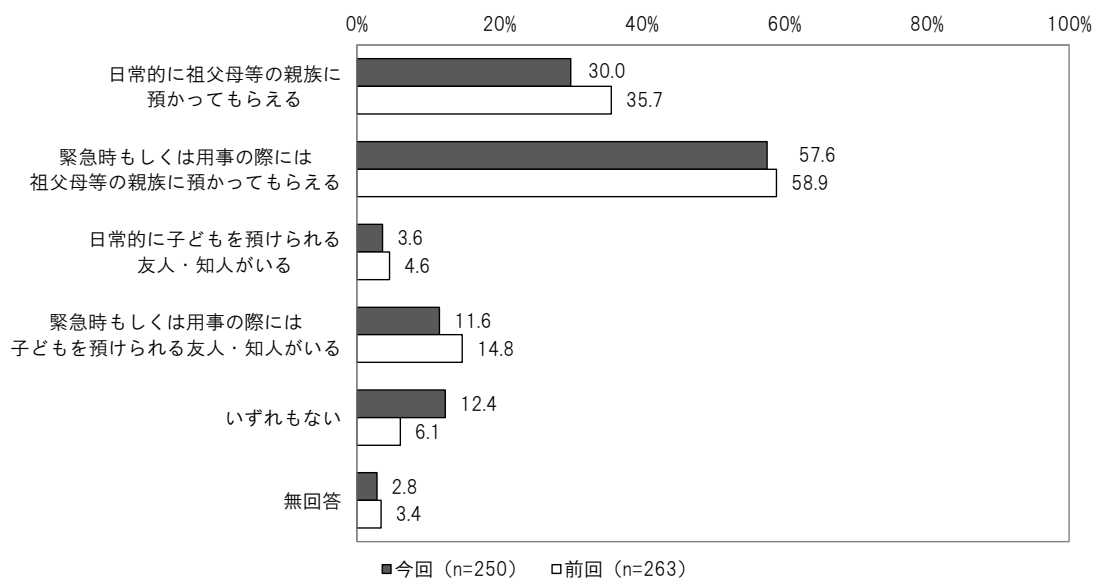
◆就学前

・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が67.9%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が26.2%となっています。



◆小学校

・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が57.6%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が30.0%となっています。

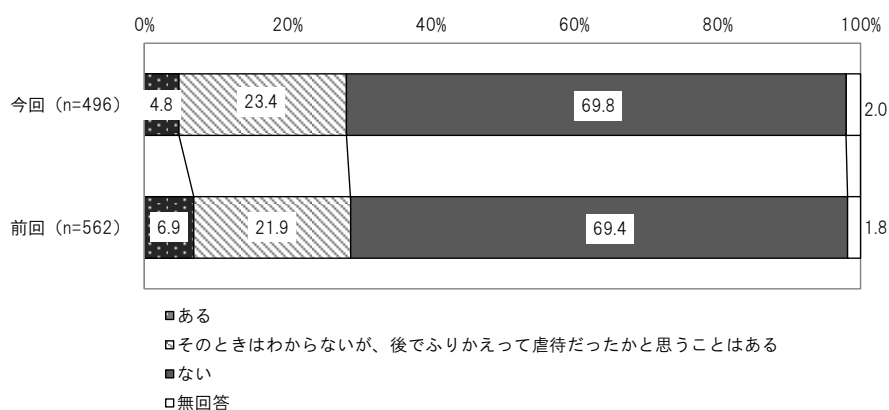


(3)子どもへの虐待について

◆就学前

・「ない」が69.8%と最も多く、大半が『虐待をしていない、虐待だったかと思ったことはない』と回答しています。

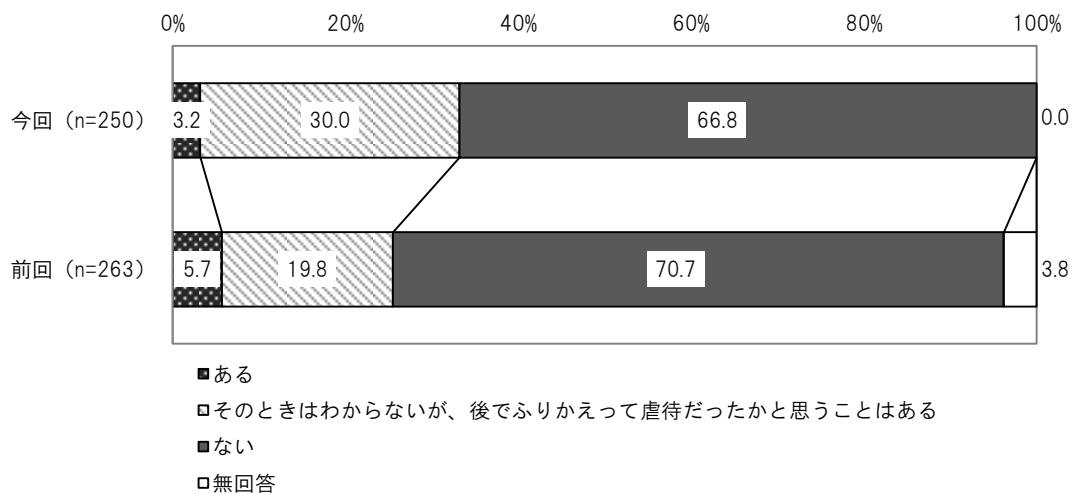
・一方、「ある」と「そのときはわからないが、後でふりかえって虐待だったかと思うことはある」を合わせて28.2%が『虐待をしたことがある、又はしていると感じたことがある』と回答しています。



◆小学校

・「ない」が66.8%と最も多く、大半が『虐待をしていない、虐待だったかと思ったことはない』と回答しています。

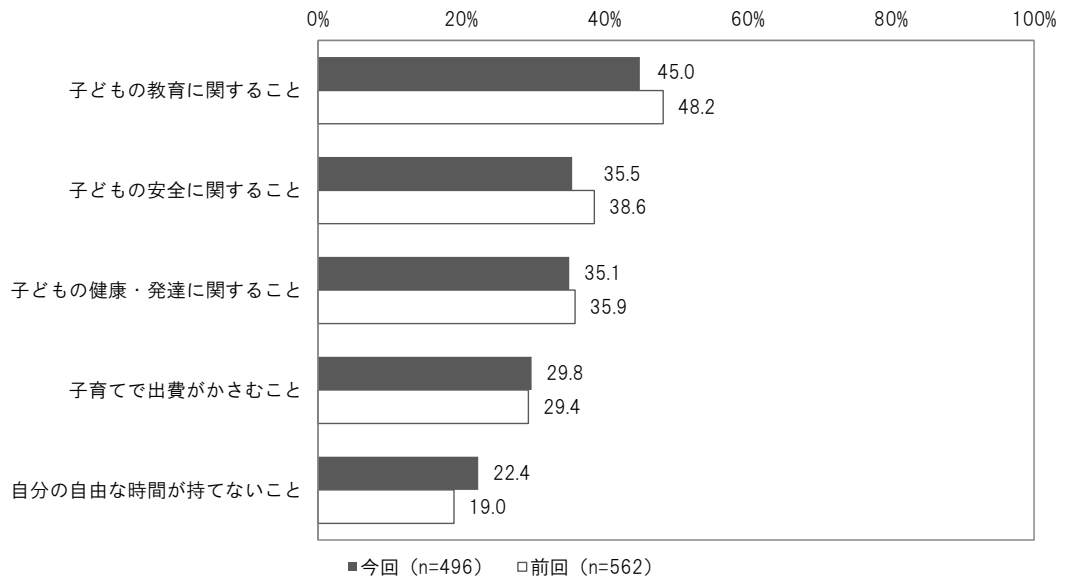
・一方、「そのときはわからないが、後でふりかえって虐待だったかと思うことある」は19.8%から30.0%へと増加しています。



(4)子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについて

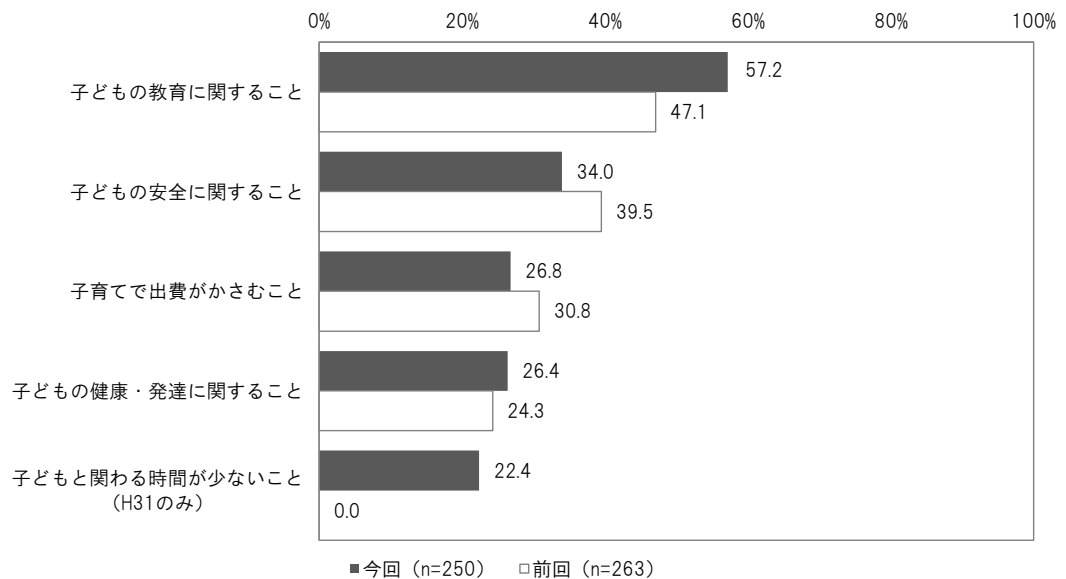
◆就学前【上位5項目】

・「子どもの教育に関すること」が45.0%と最も多く、次いで「子どもの安全に関すること」が35.5%となっています。



◆小学校【上位5項目】

・「子どもの教育に関すること」が57.2%と最も多く、次いで「子どもの安全に関すること」が34.0%となっています。
 ・前回と比較すると、「子どもの教育に関すること」が47.1%から57.2%へと増加しています。

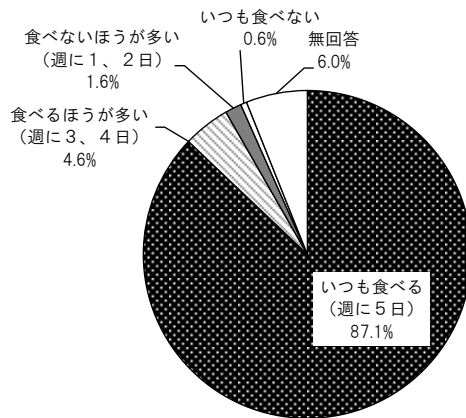


※(5)、(7)は、広島県が実施した「子供の生活に関する実態調査(平成30年)」のうち、小学5年生、中学2年生を対象とした調査の中から同じ設問を用いており、小学校は小学5年生の結果を今回の調査結果の比較対象としています。就学前児童は調査対象としていなかったため、広島県の調査との比較はしていません。

(5)あて名のお子さんの毎日の朝ごはんについて(平日)

◆就学前

・「いつも食べる(週に5日)」が87.1%と最も多く、大半が平日に毎日朝ごはんを食べていますが、一方、「いつも食べない」、「食べないほうが多い(週に1、2日)」、「食べるほうが多い(週に3、4日)」を合わせて6.8%が平日に朝ごはんを食べていない日が数日ある状況です。



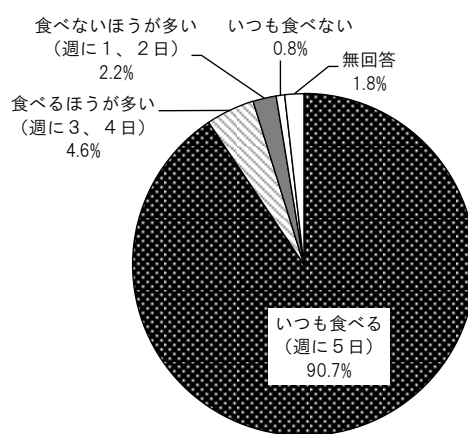
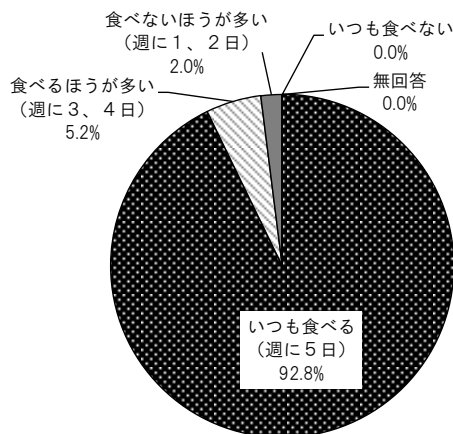
◆小学校

(n=496)

・「いつも食べる(週に5日)」が92.8%と最も多く、大半が平日に毎日朝ごはんを食べていますが、一方、「いつも食べない」、「食べないほうが多い(週に1、2日)」、「食べるほうが多い(週に3、4日)」を合わせて7.2%が平日に朝ごはんを食べていない日が数日あり、広島県と同様の傾向がみられます。

【熊野町】

【広島県】



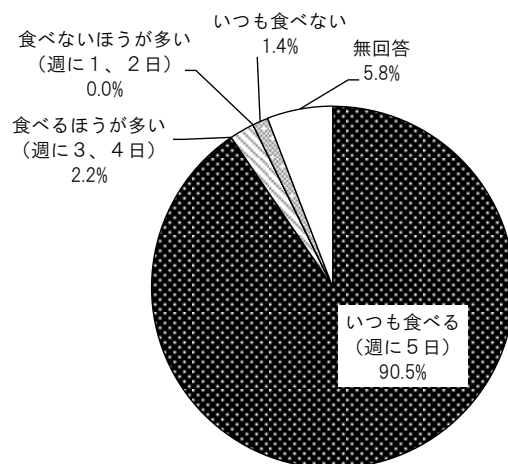
(n=250)

(n=9,151)

(6)あて名のお子さんの毎日の夕ごはんについて(平日)

◆就学前

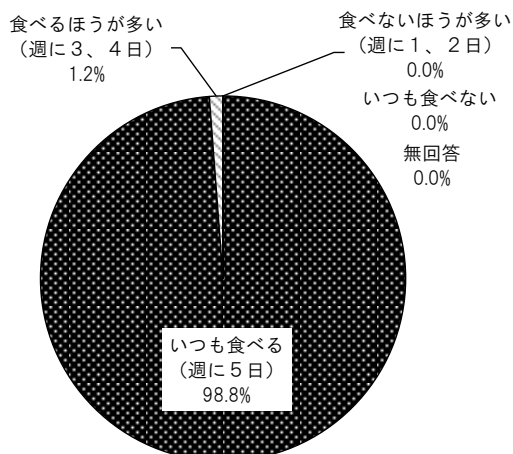
・「いつも食べる(週に5日)」が90.5%と最も多く、大半が平日に毎日夕ごはんを食べていますが、一方、「いつも食べない」、「食べるほうが多い(週に1、2日)」、「食べるほうが多い(週に3、4日)」を合わせて3.6%は平日に夕ごはんを食べていない日が数日ある状況です。



(n=496)

◆小学校

・「いつも食べる(週に5日)」が98.8%と最も多く、大半が平日に毎日夕ごはんを食べていますが、一方、1.2%が「食べるほうが多い(週に3、4日)」と回答しており、夕ごはんを毎日食べていない日が数日ある状況です。

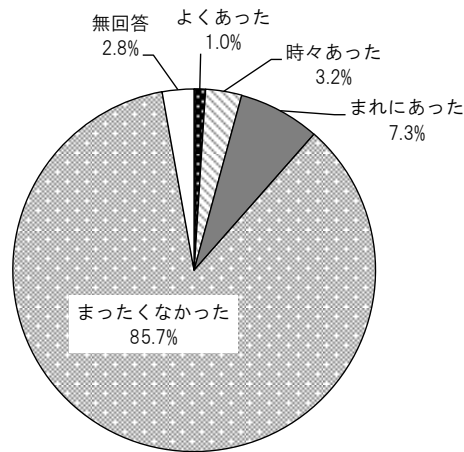


(n=250)

(7)過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがあったかについて

◆就学前

・「まったくなかった」が85.7%と最も多く、大半は過去1年の間にお金が足りず、家族が必要とする食料を買えないことはまったくない状況ですが、一方、「よくあった」、「時々あった」、「まれにあった」を合わせて11.5%が食料を買えないことがある状況です。

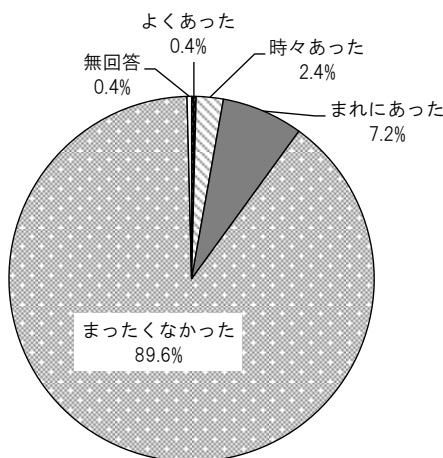


(n=496)

◆小学校

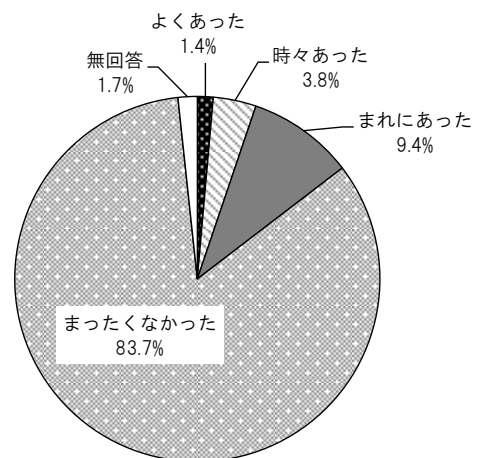
・「まったくなかった」が89.6%と最も多く、大半が過去1年の間にお金が足りず、家族が必要とする食料を買えないことはまったくない状況ですが一方、「よくあった」、「時々あった」、「まれにあった」を合わせて10.0%が食料を買えないことがある状況にあり、広島県と同様の傾向がみられます。

【熊野町】



(n=250)

【広島県】

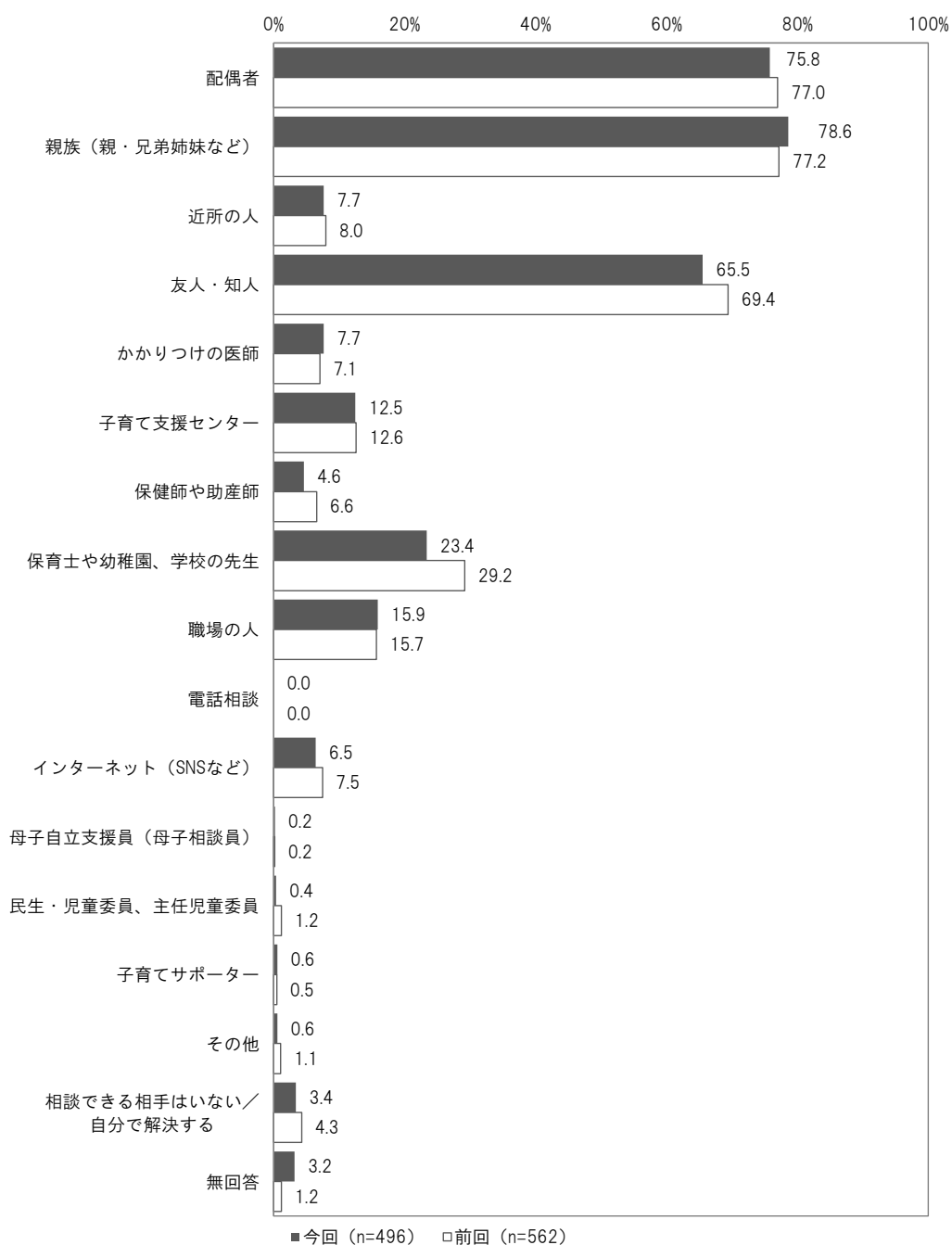


(n=9,122)

(8)子育てに関する悩みや不安の相談先について

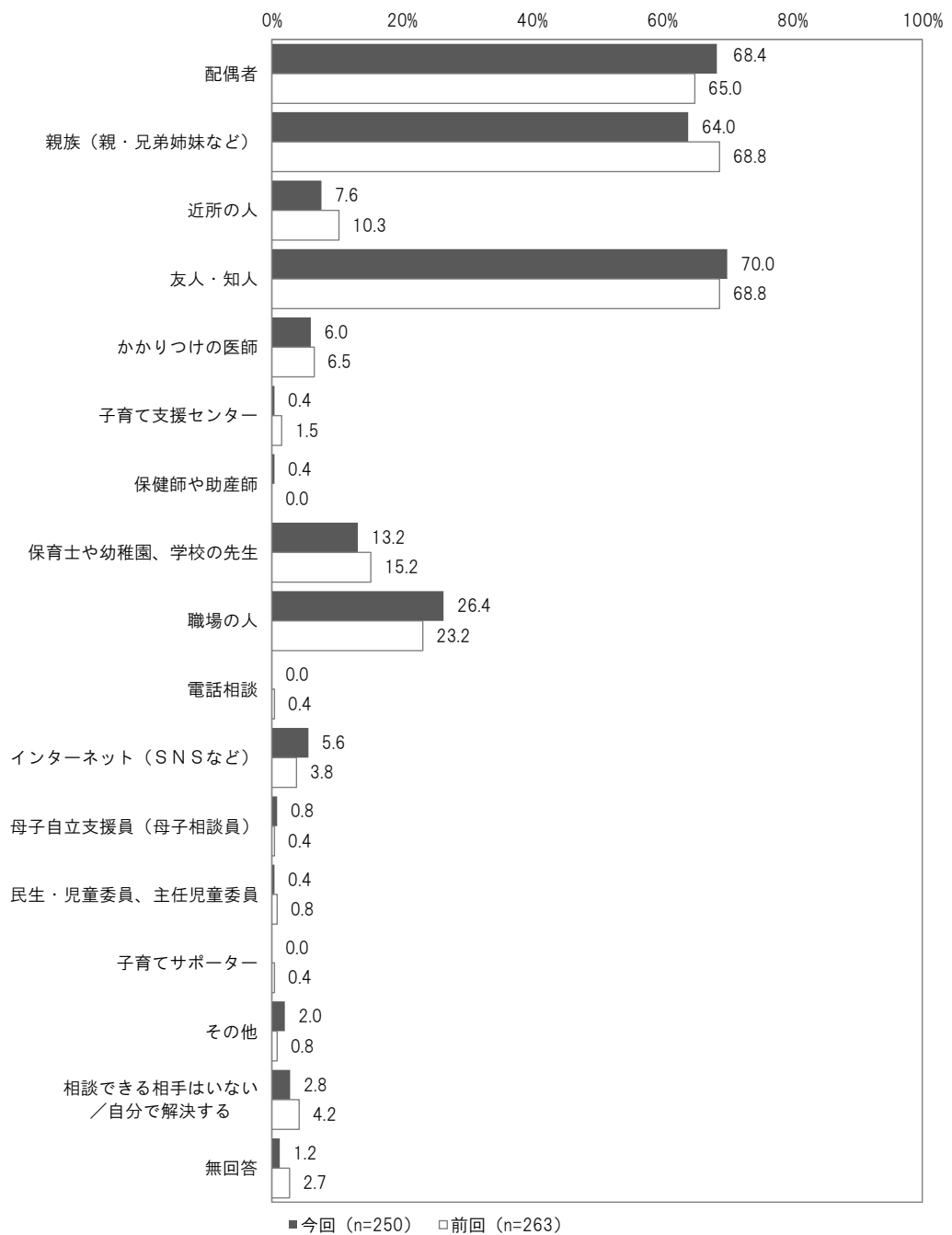
◆就学前

- ・「親族（親・兄弟姉妹など）」が78.6%と最も多く、次いで「配偶者」が75.8%となっています。
- ・前回調査と同様、「配偶者」、「親族（親・兄弟姉妹など）」、「友人・知人」等身近な人への相談が多い一方で、公的な機関への相談は少なくなっています。



◆小学校

・「友人・知人」が70.0%と最も多く、次いで「配偶者」が68.4%となっています。
 ・前回調査と同様、「配偶者」、「親族（親・兄弟姉妹など）」、「友人・知人」等身近な人への相談が多い一方で、公的な機関への相談は少なくなっています。



第5節 子ども・子育て支援事業計画の評価

1. 第1期計画における取組の評価・課題

第1期計画の施策体系に沿って、次のとおり取組における評価・課題のとりまとめを行いました。

(1)安らぎの子育て「安心・安全」

①子育てによるこびが持てる家庭づくり

施策	評価と課題
①子育て意識の啓発と次世代の親育て	<ul style="list-style-type: none"> ・熊野町ホームページでの情報発信では、子育て支援センター事業を分かりやすく伝える工夫や、携帯電話のアプリ活用による情報入手の容易さに対する配慮を行っています。 ・「本の読み聞かせ」や育児に関する講座は、ニーズ調査結果では、広く町民に認知されていることが分かりましたが、利用状況は低い状況です。周知方法などが課題となっています。
②男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・父親の育児参加については、母子健康手帳交付時と出生手続きの際にパンフレットを配布、説明し、意識の向上を図りました。 ・引き続き育児への男性参加を高めるための効果的な手法の検討が必要です。

②健やかに生み、育てるための環境づくり

施策	評価と課題
①母子保健医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産期を健やかに過ごし、安心して育児に取り組めるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供や子育て仲間の場づくりを支援しています。 ・乳幼児健康診査によりフォローが必要な児童に対して、関係機関と情報を共有し連携して支援を行うなどフォロー体制の充実を図っています。
②子どもの健康づくりと疾病予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県のスクールカウンセラー活用事業を利用して町内全校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの心の健康づくりを推進しています。
③障害児への療育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果では、障害児への支援体制について重要度に比べて満足度が低い結果となっています。障害児への支援体制について、支援の充実を検討する必要があります。

③生活環境の整備

施策	評価と課題
①安全環境の整備	・ニーズ調査結果では、道路環境に対する満足度が非常に低くなっています。子どもが安心・安全に外出できる環境を整備することが課題となっています。
②ゆとりある住環境の整備	・公共施設等への授乳室やベビーベッドの設置等、子育て支援設備の整備を進めるなど、子育て世帯が安心して外出できる環境の整備に努めています。

(2)まち全体で育む「支え合い」

①地域における子育て支援体制づくり

施策	評価と課題
①子育ての仲間づくりの支援	・ニーズ調査結果では「地域子育て支援事業」の利用や、「公民館などで開催の家庭教育に関する学級・講座」の利用は前回調査よりも多くなっています。引き続き利用意向の向上に向けた取組の検討が必要です。
②地域の育成力の強化	・ニーズ調査結果では、平日に定期的に利用したいと考える事業について、「ファミリー・サポート・センター事業」は前回調査から大きく減少しています。引き続き、提供会員の安定的な確保と事業の更なる周知が求められています。
③ボランティア活動の促進	・ユースフルサンデー事業や各団体の活動を通じて子どものボランティア意識の醸成を推進しています。

②保育サービスの充実

施策	評価と課題
①多彩な保育サービスの提供	・ニーズ調査結果によると、共働き世帯の増加により、幼稚園や保育所、認定こども園等認可施設の利用ニーズが高くなっています。引き続き安定した量の確保と、質の高いサービスの提供が求められています。
②保育所における質の向上のためのアクションプログラム	・共働き世帯の増加に伴う、就業構造の変化や就業形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化しています。働く保護者のニーズに柔軟に対応できる保育環境の維持・確保を図るとともに、引き続き研修会の実施などを通じた保育士の質的向上を図っていくことが必要です。
③保育・教育施設の整備	・共働き世帯の増加に伴う、就業構造の変化や就業形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化していることから、認定こども園への移行支援などを行い、質の高いサービスの提供を推進しています。
④幼児教育の充実	・本の読み聞かせや紹介を行うなど、子どもが本と出会う機会を提供しています。

③子育て支援事業の充実

施策	評価と課題
①子育て支援センターの機能強化	・多様な子育て世帯の需要に対応するため、サテライト型の支援センター機能を整備しています。
②放課後児童クラブの充実	・子どもの将来人口は減少が見込まれていますが、ニーズ調査結果から低学年、高学年ともにある程度の需要があることが伺えます。今後も放課後児童クラブの利用が一定程度見込まれるため、受け入れ施設の整備や人材確保などが引き続き求められています。
③情報提供・相談体制の充実	・くまの・こども夢プラザにおいて夢プラザフェスタを年3回開催するなど、子育て支援センターの周知に努めています。
④子育て費用の軽減	・「乳幼児医療など子育て費用の軽減」は前回調査同様に高い重要度に比べて、満足度は非常に低くなっています。このため、乳幼児医療費については、対象拡大を引き続き検討していきます。
⑤ひとり親家庭の自立支援	・ひとり親の家庭がより豊かで充実した生活を営むことができるよう、就業支援や経済支援などの相談対応、生活支援などを実施していますが、引き続き支援を推進していく必要があります。

④職場における子育て支援の促進

施策	評価と課題
①ワーク・ライフ・バランスの実現	・就労の場では、男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくなど、事業主の理解促進が求められていますが、現実には育児休業など子育て支援のための制度が整備・充実されても十分活用されていない、あるいは、業種・業態により制度を利用しにくいといった状況があり、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて制度を有効に活用してもらうための普及・啓発が必要です。
②ファミリーフレンドリー企業の増加促進	・柔軟な就労形態の導入促進、事業所内保育施設の整備促進について啓発していきます。
③女性の再就職等の支援	・再就職セミナー等の周知及び就業に関する相談・情報提供の充実を図っていきます。

(3)力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」

①子どもを育む環境の充実

施策	評価と課題
①子どもの遊び場の確保	・ニーズ調査結果では、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」について、利用の増加が伺えます。引き続き子どもが安心してのびのびと遊べる場所として園庭開放を実施しています。
②さまざまな体験活動の促進	・熊野筆事業協働組合の協力により各小学校1回ずつ実施してきた事業ですが、協力実施主体が対応不可となったため、事業継続が不可となっています。地域の方々と交流をしながら、様々な体験ができるよう、関係機関と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進する必要があります。
③信頼される学校教育の推進	・引き続き、学校できめ細かな指導や個に応じた学習を推進していくとともに、地域に信頼される学校づくりや、健康で安全な環境で幼保小中が連携した教育の充実に努めていく必要があります。

②子どもの権利を尊重した社会の実現

施策	評価と課題
①子どもの権利に関する啓発	・児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な悪影響を及ぼす。そのため、発生予防から早期発見、発生時の迅速な対応ができるよう引き続き啓発活動を推進していく必要があります。
②要保護児童対策の推進	・児童虐待の対応件数は年々増加しており、地域全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。問題が発生する前に適切な対応が施せるよう、子育て家庭の孤立化防止に向け、警察・医療・福祉、学校等の関係機関との連携体制を強化することが重要となっています。

2. 目標指標の進捗状況と評価

熊野町子ども・子育て支援事業計画に策定した目標指標に沿って、各具体施策の進捗・成果をとりまとめました。

<p>評価基準</p> <p>A：施策推進による顕著な成果がみられる。目標を達成している。</p> <p>B：目標の達成に向けて順調に進んでいる。</p> <p>C：目標の達成に向けて改善が必要。平成 25 年度から進捗がみられない。</p>

(1) 安らぎの子育て「安心・安全」

① 子育てによるこびが持てる家庭づくり

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
ブックスタート事業で絵本の配付率	88.0%	86.3%	100%	C
乳幼児ふれあい体験事業の実施 (中学校 3 年生対象)	1 回	各校 1 回	各校 2 回	B

② 健やかに生み、育てるための環境づくり

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
妊婦の喫煙率	7.4%	5.3%	0%	B
乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問） の実施率	98.1%	100%	100%	A
乳幼児健康診査受診率（乳幼児）	99.3%	91.9%	100%	C
（1 歳 6 か月児）	91.6%	86.1%	100%	C
（3 歳児）	91.6%	89.2%	100%	C
子どものう歯保有率（1 歳 6 か月）	1.8%	2.8%	0%	C
（3 歳児）	17.2%	7.8%	3%	B
子どもの朝食摂取率（「毎日食べる」への 回答率） （小学校 5 年生）	93.3%	84.2%	100%	C
（中学校 2 年生）	84.9%	84.1%	100%	C
スポーツ少年団入団率（小学生）	23.1%	20.5%	30%	C
放課後児童クラブにおける障害児の受け 入れ（対応クラブ数）	7 か所	9 か所	9 か所	A

③ 生活環境の整備

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
交通安全教室の開催（小中学校）	8 回	8 回	8 回	A
子どもを対象とした防犯指導の実施、防犯 機器の貸与（小学校）・配付率	100%	100%	100%	A
子育てバリアフリーマップの作成	未実施	未実施	計画年度中 に策定	C

(2)まち全体で育む「支え合い」

①地域における子育て支援体制づくり

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
ファミリー・サポート・センター事業（窓口）	1 か所	1 か所	1 か所	A
（登録会員）	142 人	147 人	200 人	B

②保育サービスの充実

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
延長保育事業（早朝保育）	1 か所	3 か所	4 か所	B
（夕方保育）	4 か所	4 か所	4 か所	A
（一時保育事業）	1 か所	1 か所	1 か所	A
（病後児保育（施設型））	1 か所	1 か所	1 か所	A
こども読書ボランティア配置数	19 人	25 人	50 人	B

③子育て支援事業の充実

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
地域子育て支援センター事業（地域子育て支援センター）	1 か所	1 か所	1 か所	A
（サテライト型地域子育て支援センター）	2 か所	2 か所	2 か所	A
放課後児童クラブ	対象学年 4 年生まで	対象学年を 6 年生まで 拡大	対象学年の 6 年生まで の拡大を検 討	A
地域子育て支援センターの認知度・利用度 ニーズ調査（就学前）における子育て支援セ ンターの利用状況及び認知度（利用したこと がある）	53.0%	56.5%	100%	B
（知っているが利用したことがない）	19.4%	29.2%	増やす	B
子育てガイドブックの作成・発行	-	平成 28 年発 行 平成 30 年修 正	平成 28 年度 作成	A

④職場における子育て支援の促進

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
一般事業主行動計画策定企業数	未実施	6 社 （うち、町内 企業 1 社）	2 企業	A

(3)力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」

①子どもの権利を尊重した社会の実現

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
一般事業主行動計画策定企業数	未実施	6社 (うち、町内 企業1社)	2企業	A
虐待防止ネットワークの活用 (代表者会議)	1回	0回	虐待防止ネ ットワーク の充実	A
(実務者会議)	4回	3回		
(個別ケース会議)	15回	20回		

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の視点

本計画では、熊野町子ども・子育て支援事業計画（第1期）で定めた、以下の3つの視点を引き継ぎ、今後の施策を展開します。

視点1 安らぎの子育て「安心・安全」

- くまの版ネウボラを構築し、妊娠期から出産、子育ての時期において切れ目なく支援し、安心して妊娠、出産、育児ができる。
- 地域全体で子どもを見守る体制を整え、子どもが安心して生活できる環境づくり。
- 障害のある子どもの健やかな発達を支援し、住み慣れた地域で安心して生活し、学ぶことができる。
- 子育てをする親が自信と責任を持ち安心して子育てができる。

視点2 まち全体で育む「支え合い」

- 地域の子育て機能の充実を図り、子どもと子育て家庭が地域とつながり合い、必要な支援を受けながら子育てすることができる。
- 保護者の多様な就労形態に対応し、教育・保育を必要とする家庭が必要な時期に利用することができる。
- 幼保小中連携し、子どもの発達や学びの連続性を確保することができる。
- すべての子どもが生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、未来への希望を持ち、自立するちからを伸ばすことができる。

視点3 力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」

- 地域の方々と交流しながら、様々な体験を通して子どもが「生きる力」を身につけ、成長し自立できる。
- すべての子どもの人権が尊重されている。

第2節 計画の基本理念

本計画における基本理念についても、先に掲げた3つの視点を基に、熊野町子ども・子育て支援事業計画（第1期）で設定した以下の基本理念を引き継ぎます。

基本理念

安らぎの子育てを支え、力強く健やかな子どもを育む熊野町

第3節 計画の基本目標

本計画では、子ども・子育て支援に関する施策を推進していくため、第1期計画の基本目標に加えて、子どもの貧困に係る基本目標を設定し、検討・推進を図ります。

基本目標1 健やかに生み、育てるための環境づくり

- ・ くまの版ネウボラを構築し、妊娠期から出産、子育ての時期において切れ目なく支援し、安心して妊娠、出産、育児ができるよう体制を整備します。
- ・ 子どもが安心して医療を受けることができる体制を整備します。
- ・ 障害のある子どもの健やかな発達を支援し、住み慣れた地域で安心して生活し、学ぶことができるよう総合的な取組の充実を図ります。

基本目標2 子育てによろこびが持てる家庭づくり

- ・ 子どもの成長における家庭の重要性についての意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持ち子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

基本目標3 生活環境の整備

- ・ 関係機関・団体、地域住民との連携により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検を行うなど、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標4 地域における子育て支援体制づくり

- ・ 地域の子育て機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

基本目標5 保育サービスの充実

- ・ 安心して預けることのできる教育・保育の受入れ態勢の充実に努めます。
- ・ 保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、一時保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・ 子どもの発達や学びの連続性を確保するために、学校教育と幼稚園・保育所（園）・認定こども園の連携の強化を図ります。

基本目標6 子育て支援事業の充実

- ・ くまの・こども夢プラザの機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう相談体制を強化します。

基本目標7 職場における子育て支援の促進

- ・家庭・地域・企業等の社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。
- ・子育て世代の女性の活躍を支援します。

基本目標8 子どもの貧困対策

- ・家庭の経済的貧困など様々な要因により、夢と希望を持つことが困難な状況な子どもたちを支援していくため、教育・生活・保護者の就労などの支援施策を推進し、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に向けて希望を持てるよう、支援の充実を図ります。

基本目標9 子どもを育む環境の充実

- ・地域の方々と交流をしながら、様々な体験活動ができるよう、関係機関と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。
- ・様々な体験を通して親子の絆づくりを推進します。

基本目標10 子どもの権利を尊重した社会の実現

- ・児童虐待の防止、早期発見・対応、保護・自立支援に至るまで、関係機関等と連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行います。

第4節 計画の体系

視点	基本理念	基本的目標
安らぎの子育てを支え、 力強く健やかな子どもを育む熊野町	安心・安全	健やかに生み、育てるための環境づくり
	支え合い	子育てによるこびが持てる家庭づくり
		生活環境の整備
	のびのび	地域における子育て支援体制づくり
	保育サービスの充実	
	子育て支援事業の充実	
	職場における子育て支援の促進	
	子どもの貧困対策	
	子どもを育む環境の充実	
子どもの権利を尊重した社会の実現		

第3章 事業量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育の提供区域の設定

町村は地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定め、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとなっています。本町では、保育所（園）及び幼稚園の配置状況や子どもの人数を勘案し、町全域を1区域として設定しました。

第2節 教育・保育給付

1. 保育認定

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢区分	保育の必要性	備考
1号	3～5歳	教育のみを必要とする子ども	幼稚園・認定こども園を利用できる家庭
2号	3～5歳	保育を必要とする子ども	保育所（園）・認定こども園を利用できるが、幼稚園を利用、希望する家庭
			保育所（園）・認定こども園を利用できる家庭
3号	0～2歳		3歳未満の保育所（園）・認定こども園を利用できる家庭

2. 教育・保育認定者数の推計

■1号認定者(3～5歳、認定こども園及び幼稚園)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	115人	117人	114人	111人	104人
確保方策	115人	117人	114人	111人	104人

見込値・確保方策の考え方

過去の利用状況や将来の推計児童数を考慮して算出しています。

■2号認定者(幼稚園利用)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	61人	62人	61人	59人	55人
確保方策	61人	62人	61人	59人	55人

見込値・確保方策の考え方

ニーズ調査の結果を基に、国が示す方法に従って算出しています。

■2号認定者(3歳～就学前、認定こども園及び保育所(園))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	235人	238人	233人	225人	213人
確保方策	235人	238人	233人	225人	213人

見込値・確保方策の考え方

過去の利用状況や将来の推計児童数を考慮して算出しています。

■3号認定者(0歳、認定こども園及び保育所(園)+地域型保育)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	40人	39人	38人	36人	36人
確保方策	40人	39人	38人	36人	36人

見込値・確保方策の考え方

過去の利用状況や将来の推計児童数を考慮して算出しています。

■3号認定者(1～2歳、認定こども園及び保育所(園)+地域型保育)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	162人	151人	148人	143人	139人
確保方策	162人	151人	148人	143人	139人

見込値・確保方策の考え方

ニーズ調査の結果を基に、国が示す方法に従って算出しています。

第3節 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

見込値・確保方策の考え方

利用者支援事業の提供場所の増加を見込みます。

■地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	3,741人回	3,527人回	3,448人回	3,337人回	3,250人回
確保方策	3,741人回	3,527人回	3,448人回	3,337人回	3,250人回

見込値・確保方策の考え方

過去の利用状況や将来の推計児童数を考慮して算出しています。

■妊婦健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	2,002人	1,932人	1,876人	1,806人	1,778人
対象人数	143人	138人	134人	129人	127人
健診回数	14回	14回	14回	14回	14回
確保方策	2,002人	1,932人	1,876人	1,806人	1,778人

見込値・確保方策の考え方

将来の推計児童数をもとに、全ての妊婦が14回の健診を受けることを見込んでいます。

■乳児家庭全戸訪問事業(乳児家庭訪問)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	143人	138人	134人	129人	127人
確保方策	143人	138人	134人	129人	127人

見込値・確保方策の考え方

将来の推計児童数をもとに、乳児がいる家庭全ての訪問を見込んでいます。

■養育支援訪問事業等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	40人	40人	40人	40人	40人
確保方策	40人	40人	40人	40人	40人

見込値・確保方策の考え方

過去の実績を基に算出しています。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
確保方策	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日

見込値・確保方策の考え方

計画期間中に事業のスタートを見込み、算出しています。

■ファミリー・サポート・センター事業(1～3年生)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	107人日	106人日	103人日	102人日	98人日
確保方策	107人日	106人日	103人日	102人日	98人日

見込値・確保方策の考え方

ニーズ調査の結果を基に、国が示す方法に従って算出しています。

■ファミリー・サポート・センター事業(4～6年生)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	86人日	86人日	84人日	85人日	80人日
確保方策	86人日	86人日	84人日	85人日	80人日

見込値・確保方策の考え方

ニーズ調査の結果を基に、国が示す方法に従って算出しています。

■一時預かり事業(幼稚園在園者対象)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	15,453 人日	15,668 人日	15,331 人日	14,839 人日	14,009 人日
1号認定	2,577 人日	2,613 人日	2,557 人日	2,475 人日	2,336 人日
2号認定	12,876 人日	13,055 人日	12,774 人日	12,364 人日	11,673 人日
確保方策	15,453 人日	15,668 人日	15,331 人日	14,839 人日	14,009 人日

見込値・確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、過去の利用状況や推計児童数を考慮しています。

■一時預かり事業(在園児対応型以外)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	291 人日	285 人日	279 人日	270 人日	259 人日
確保方策	291 人日	285 人日	279 人日	270 人日	259 人日

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、過去の利用状況や推計児童数を考慮しています。

■延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	95 人	93 人	91 人	88 人	84 人
確保方策	95 人	93 人	91 人	88 人	84 人

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、過去の利用状況や推計児童数を考慮しています。

■病児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
確保方策	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日

見込値・確保方策の考え方

計画期間中に事業のスタートを見込み、算出しています。

■病後児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	9人日	9人日	9人日	9人日	9人日
確保方策	9人日	9人日	9人日	9人日	9人日

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、過去の利用状況や将来の推計児童数を考慮しています。

■放課後児童クラブ(1～3年生、放課後児童健全育成事業)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	234人	221人	204人	191人	194人
確保方策	234人	221人	204人	191人	194人

見込値・確保方策の考え方

ニーズ調査の結果を基に、国が示す方法に従って算出しています。

■放課後児童クラブ(4～6年生、放課後児童健全育成事業)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	49人	49人	48人	49人	46人
確保方策	49人	49人	48人	49人	46人

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、過去の利用状況や将来の推計児童数を考慮しています。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 安らぎの子育て「安心・安全」

1. 健やかに生み、育てるための環境づくり

●今後の方向性

- ・「くまの版ネウボラ」は、いつでもだれでも利用できる子育て・見守り拠点を目指し、くまの・こども夢プラザ（子育て支援センター）に保健師や保育士を配置し妊娠期から子育て期にかけて相談ができるよう体制を強化します。
- ・くまの版ネウボラを構築し、担当保健師が妊娠期から出産、子育ての時期において切れ目なく支援し、安心して妊娠、出産、育児ができるよう体制を整備します。
- ・子どもが安心して医療を受けることができる体制を整備します。
- ・障害のある子どもの健やかな発達を支援し、住み慣れた地域で安心して生活し、学ぶことができるよう総合的な取組みの充実を図ります。

(1) くまの版ネウボラの推進～切れ目のない支援の充実～

取組	内容	担当課	区分
妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	くまの・こども夢プラザ（子育て支援センター）に保健師や保育士を配置し妊娠期から子育て期にかけて相談ができるよう体制を強化する。	子育て・健康推進課	拡充
	母子健康手帳の交付を保健師が行い、妊娠期からの不安等に対してきめ細かく支援します。		
	子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行うくまの版ネウボラを構築し、子育てに関する情報発信、相談機能を強化します。		
	生後4か月までの乳児家庭に対して、保健師等が全戸訪問を行い、疾病の早期発見と育児不安等に対してきめ細かく育児支援をします。		
	乳幼児健診が子どもの成長を保護者が感じ喜びの場になるよう安心して受診できる体制を作ります。		
	乳幼児健診の未受診家庭や乳幼児と保護者の心身の健康に関して支援が必要な家庭を訪問し、支援します。		
	育児相談、母親学級、両親学級などの教室を開催し、育児不安の軽減を図ります。		
	不妊症に悩む夫婦を支援するため、不妊検査費や一般不妊治療費を助成します。		

取組	内容	担当課	区分
妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	妊娠中から出産後に、家族等からの家事・育児の支援が受けられない人に対して産前産後ヘルパーを派遣します。	子育て・健康推進課	拡充
	産後、心身ともに不安定になりやすい母親をサポートするために宿泊型産後ケアを行います。		
	こども地域見守りネットワーク事業を行い、支援が必要な家庭をくまの版ネウボラに繋ぎ、すべての子育て家庭をサポートします。		
子育て支援拠点の整備	くまの・こども夢プラザに子育て支援センターを設置し、子育て世代が集いやすい拠点を目指します。	子育て・健康推進課	拡充
	母子保健機能を兼ね備えた相談しやすい拠点として充実を図ります。		
母子保健情報の一元管理	母子保健情報及び医療情報の一元管理により、母子の健康状態を把握します。	子育て・健康推進課	継続
子育て情報提供体制の強化	母子健康手帳アプリを導入し、スマホアプリで妊娠期から子育てまで切れ目なくサポートし、必要な人に適切なタイミングで子育て支援情報を届けます。	子育て・健康推進課	拡充
	ホームページ「くまのっ子ナビ」で子育て支援情報を一元的に管理し、わかりやすい情報提供を心がけます。		
	LINE公式アカウント「こふでりん」を開設し、子育て情報提供体制を強化します。		
	妊娠期から子育て期まで利用できる子育て支援情報をまとめた子育てガイドブックを作成します。		

(2) 子どもに関する医療体制の充実

取組	内容	担当課	区分
子どもに関する医療体制の充実	休日夜間の急病に対応するため、安芸地区医師会と連携し、救急医療体制の充実を図ります。	子育て・健康推進課	継続
適正な医療機関の受診についての啓発	適正な医療機関の受診について、乳幼児を持つ保護者へ啓発を行います。	子育て・健康推進課	継続
乳幼児医療費、児童手当の支給	乳幼児等医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。 乳幼児等医療費公費負担については、対象年齢の拡大を検討します。	子育て・健康推進課	拡充
妊産婦健康診査及び乳児健診の費用助成	すべての妊婦及び乳児が、必要な健診が受けられるよう、妊産婦健康診査及び乳児健診の費用を助成します。	子育て・健康推進課	継続
歯科健診の費用助成	乳幼児期からの歯と口の健康保持増進強化のため、幼児歯科健診とフッ素塗布の費用を助成します。	子育て・健康推進課	拡充

(3) 障害のある子どもと家庭への支援の充実

取組	内容	担当課	区分
発達障害等、障害のある子どもや親への支援	発達障害等、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた情報提供と相談・助言を行います。	民生課 子育て・健康推進課	継続
	医療的ケアが必要な子どもについても個々の障害に応じた総合的な支援体制の充実を目指します。		
	子どもが発達障害等の診断を受けて間もない親等に対し、障がい児継続支援事業（スマイルキッズ）等で共感的なサポートを行います。		
	特別な支援が必要な子どもについて、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブでの受け入れ体制を整え、健全な心身の発達を促します。	子育て・健康推進課	継続
	地域イベントでポスター掲示等により、発達障害の理解について啓発活動を行います。	民生課	継続
	障害に対する理解の促進を図るため、広島県、障害者団体等と連携して「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」の普及を図ります。		
障害のある人や支援の必要な人が、生涯にわたり安心して安全な生活を送ることができるよう「サポートファイル」の普及を図ります。			
障害のある子どもに対する相談体制の充実	自立支援協議会の各専門部会を設置し、ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を実施します。	民生課 子育て・健康推進課	拡充
障害のある子どもの経済的負担の軽減	各種手当の給付等により障害のある子どもやその過程の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	民生課	継続
障害のある子どもに対する福祉サービスの実施	居宅サービスでの生活をサポートする障害福祉サービスを実施します。	民生課	継続
	障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援を実施します。		
障害のある子どもの就学支援	障害のある子ども等が、ライフステージ移行後も安心や信頼感を継続できるよう、就学児の幼保小中連携及び教育相談を行います。	学校教育課	継続

2. 子育てによるこびが持てる家庭づくり

●今後の方向性

- ・子どもの成長における家庭の重要性についての意識啓発を図るとともに、子育てをすすめる親が自信と責任を持ち子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

(1) 親の子育て力の向上

取組	内容	担当課	区分
親の子育て力の強化	くまの・こども夢プラザ等において、親が子育てを学ぶ場を講座等により提供します。	子育て・健康推進課	拡充
	子育てをテーマとした講演会や講座等を積極的に企画し、家族はもちろん、地域で子育てをサポートするあらゆる立場の人に対して、子育て意識の醸成を図ります。		
	母子保健事業の中に子育てのテーマを盛り込み、子育てに対する不安の軽減を図ります。		
	乳児期からの親子のふれあいの大切さを伝える「ブックスタート事業」を実施し、親子で触れあえる場や親同士のコミュニケーションの場を提供します。		
	「『親の力』を学び合う学習プログラム（親プロ）」を活用し、親が「おのずから気づき、学ぶことができる力」を高めていく支援をします。	生涯学習課	継続
食育の推進	離乳食教室や育児相談事業の栄養相談の実施により食の大切さについて啓発します。	子育て・健康推進課	拡充
	食育出前講座により子どもに対し食の知識を提供し食の大切さについて啓発します。		
	子育て世帯の親に生活習慣や食のバランス等の知識を啓発するため、のびのび親子教室を実施します。		

3. 生活環境の整備

●今後の方向性

- ・関係機関・団体、地域住民との連携により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検を行うなど、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

(1) 子どもの安全・安心の確保

取組	内容	担当課	区分
子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	くまの・こども夢プラザで「夢 PLAZA・フェスタ」を開催し、親子でふれあえる場やコミュニケーションの場を提供します。	子育て・健康推進課	新規
	くまの・こども夢プラザで移住・定住に向けた情報発信を行います。		
安全教育の推進	各小中学校において、児童生徒を対象とした交通安全教室を開催します。	学校教育課	継続
	町民の交通安全意識の向上を図るため、全町民を対象とした交通安全啓発事業を実施します。	生活環境課	継続
通学路の安全確保	通学路の安全確保のため建設部や警察など関係機関と連携し、危険箇所の安全対策を行います	学校教育課	継続
	キッズ・ゾーンの設定を検討し、交通安全対策を推進します。	生活環境課	拡充
	P T A、防犯ボランティア等による下校時の見守りや青色回転灯をつけた公用車の巡回を実施し、地域の見守り体制の充実を図ります。		
地域における防災対策の充実	保育所（園）・幼稚園、学校等における避難計画を策定し避難訓練を強化するとともに、防災設備の点検と充実に努めます。	子育て・健康推進課 危機管理課	拡充
	自主防災組織の設立及び活動の活性化に向け、地域の防災リーダーの養成や防災訓練などの活動、避難体制の構築に向けた取組を支援します。		
公園遊具の安全確保	公園に設置された遊具を安心して利用できるように点検を実施します。	都市整備課	継続

第2節 まち全体で育む「支え合い」

1. 地域における子育て支援体制づくり

●今後の方向性

- ・地域の子育て機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

(1) 地域における子育て支援の充実

取組	内容	担当課	区分
サークル活動の支援・育成	民生委員が閉じこもりがちな家庭に対して、サークル活動への参加を働きかけられるよう、必要な情報の共有やコーディネート力の強化を進めます。	民生課	継続
	公民館のスペース等、サークル活動の活用が可能なものについて積極的に場を提供します。	生涯学習課	継続
子育て当事者のネットワークづくり	くまの・こども夢プラザなどで、子育てに対する負担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用して、子育てサークル等を支援し、ネットワーク化を図ります。	子育て・健康推進課	継続
ファミリー・サポート・センターの利用促進	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、子どもの送迎、子どもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。	子育て・健康推進課	継続

2. 保育サービスの充実

●今後の方向性

- ・安心して預けることのできる教育・保育の受入れ体制の充実に努めます。
- ・保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、一時保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・子どもの発達や学びの連続性を確保するために、学校教育と幼稚園・保育所（園）・認定こども園の連携の強化を図ります。

(1) 多様な保育事業の充実

取組	内容	担当課	区分
利用者支援事業の充実	子どもとその保護者が、多様な教育・保育サービスや一時預かり、放課後児童クラブ等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。	子育て・健康推進課	継続
地域の子ども・子育て支援の充実	延長保育、一時保育、病後児保育について量の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図ります。	子育て・健康推進課	継続
	病児保育について、量の見込みに応じて実施できるよう、近隣市町と連携し体制を整備します。		
教育・保育環境の充実	教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応じた教育・保育サービスを提供します。	子育て・健康推進課	継続
保育人材の確保	保育士の確保等の支援を図り、安定した受入体制の確保に努めます。	子育て・健康推進課	新規
保育を支える基盤の強化	保育所（園）が保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材の確保がスムーズに行える体制づくりを推進します。	子育て・健康推進課	継続
	町内で保育所（園）を営む社会福祉法人と一体となって保育環境の改善に努めるとともに、必要な支援を行い、保育サービスの提供基盤を安定させます。		
放課後の子どもの居場所づくり	共働き世帯等の児童が、放課後、安全に健やかに過ごせるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施します。	子育て・健康推進課	継続
	多世代交流による地域に根付いた児童クラブづくりを推進します。		

(2) 乳幼児期における教育・保育の質の向上

取組	内容	担当課	区分
幼保小中連携の推進	幼保小中の接続を見通したカリキュラムを編成するため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校等の関係者が定期的に意見交換等を行う協議・連携の場を充実します。	学校教育課	継続
保育士等の資質・専門性の向上	保育士が効果的に研鑽し合える機会を設け、この機会を通じて、保育所（園）同士のネットワークの構築・強化を図ります。	子育て・健康推進課	継続
	放課後児童支援員及び補助員の有資格化を明確にするとともに、支援員等への研修の推進、児童クラブ運営マニュアル等により、資質向上に努めます。		

3. 子育て支援事業の充実

●今後の方向性

- ・くまの版ネウボラの相談支援拠点として、くまの・こども夢プラザに保健師等を配置し、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう体制を強化します。

(1) くまの・こども夢プラザ（子育て支援センター）の機能強化

取組	内容	担当課	区分
子育て支援事業の充実	親子の絆づくりプログラム（BP プログラム）を実施し、第1子（0歳）を育てている母親を対象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得などを目的とした場を提供します。	子育て・健康推進課	拡充
	子育ての負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、子育て支援センターをオープンスペースとして開放し、同年代又は多世代間の交流を図る場を提供します。		
	子育てに関する相談や情報交換が気軽にできる場所として子育て支援センターを設置し、子育て支援や妊娠期からの支援を行います。		
	多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、保育士や保健師等の専門職を配置し、地域の子育て関連情報を提供するとともに保護者同士のつながりづくりや関係機関との連携を強化します。		
居場所づくり	民生委員児童委員等ボランティアによる「ぼうずやまキッズスペース」を実施し、子どもの居場所を提供します。	民生課	継続

(2) ひとり親家庭の自立支援

取組	内容	担当課	区分
ひとり親家庭の自立支援の充実	就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うことにより、ひとり親家庭の自立（就労）を支援します。	子育て・健康推進課	拡充
	住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者抽選において倍率を優遇します。	開発指導課	継続

取組	内容	担当課	区分
ひとり親家庭の経済的負担の軽減	ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	子育て・健康推進課	継続
子育て相談体制の強化	ひとり親家庭の自立を促進するため、家庭児童相談員や母子父子自立支援員、保健師等がひとり親家庭の「就業支援」や「経済的支援」などの相談に対応します。	子育て・健康推進課	継続

4. 職場における子育て支援の促進

●今後の方向性

- ・家庭・地域・企業等の社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。
- ・子育て世代の女性の活躍を支援します。

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

取組	内容	担当課	区分
ワーク・ライフ・バランスの推進	男性の家事・育児等に関する理解を深め、参画を促進するため、広く情報提供や講座等を実施します。	子育て・健康推進課	継続
	労働時間の短縮や育児休業の取得等について普及啓発に努めます。		
女性の就職等の支援	再就職セミナー等の周知及び就業に関する相談・情報提供の充実を図っていきます。	子育て・健康推進課	拡充
	「女性就職総合支援事業」わーくわくママを活用し、くまの・こども夢プラザで出張相談（個別相談会）や就職応援セミナーを共催し、女性の就職を総合的に支援します。		

(2) 家庭生活・地域社会への男女共同参画の推進

取組	内容	担当課	区分
幼児期からの男女共生の意識醸成と環境整備	男女平等教育の重要性を家庭にも啓発し、家庭における男女平等教育の促進と育児環境への配慮を働きかけます。	生涯学習課	継続
地域社会における男女共同参画の促進	各種ボランティア活動、自治会活動等において、男女がともに参加しやすい条件を整え、性別によって取組が偏ることなく、あらゆる活動が「地域全体」で進められるよう働きかけます。	生涯学習課	継続

5. 子どもの貧困対策

●今後の方向性

- ・家庭の経済的貧困など様々な要因により、夢と希望を持つことが困難な状況の子どもたちを支援していくため、教育・生活・保護者の就労などの支援施策を推進し、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に向けて希望を持てるよう、支援の充実を図ります。

(1) 子どもの貧困対策の推進

取組	内容	担当課	区分
生活困窮家庭の子どもに対する支援	生活困窮者自立支援法に基づき、家庭支援員を配置し、生活保護世帯等の子どもに対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学への助言などを実施します。	民生課	継続
	生活保護世帯等の中学生を対象に週1回、安芸区の公共施設等で実施している学習支援について周知します。		
	生活困窮状態にある子どもと家庭に対して、最低限度の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。	学校教育課	継続
	就学援助制度により、生活困窮と認められる家庭の経済的負担の軽減を図り、教育の円滑な実施のための支援を行います。		
関係機関の連携強化	貧困等、困難な状況にある子どもについて、必要な支援が受けられるよう、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校等と支援機関が連携できる体制を充実します。	民生課 子育て・健康推進課 学校教育課	拡充

第3節 力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」

1. 子どもを育む環境の充実

●今後の方向性

- ・地域の方々と交流をしながら、様々な体験活動ができるよう、関係機関と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。
- ・様々な体験を通して親子の絆づくりを推進します。

(1) 様々な体験活動の促進

取組	内容	担当課	区分
読書活動の推進	本に親しむためのイベントを実施するなど、読書の習慣化を図るための支援を行います。	生涯学習課	継続
	幼児期から本を通じて親子の絆づくりを行う「くまどく」を推進します。		
	本の読み聞かせや紹介を行うなど、子どもが本と出会う機会を提供します。		
地域学校協働活動の推進	放課後子供教室（土曜くまのっ子教室・遊びと学びの交流学校）において、様々な体験のできる場を提供します。	生涯学習課	継続
キャリア教育の推進	職場体験を通して働くことの意義や社会人としての生き方を学ぶ機会を提供します。	学校教育課	新規
乳幼児とふれあう機会の確保	中学生の乳幼児ふれあい体験事業を通じて、命の大切さ・温かさ、家庭の役割等の意識啓発を図ります。	学校教育課	継続
手話に対する理解及び手話の普及	「熊野町のちをつなぐ手話言語条例」に基づき、幼児期から手話に関心を深めることができるようにするための学習の振興に努めます。	民生課 子育て・健康推進課	新規
	「熊野町のちをつなぐ手話言語条例」に基づき、学校教育における手話に親しむ活動など、手話への理解促進に努めます。	民生課 学校教育課	新規

2. 子どもの権利を尊重した社会の実現

●今後の方向性

- ・子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童虐待の防止、早期発見・対応、保護・自立支援に至るまで、関係機関等と連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行います。

(1) 児童虐待防止対策の強化

取組	内容	担当課	区分
児童虐待の防止・早期発見	要保護児童対策協議会（児童虐待防止ネットワーク会議）を運営し、関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。	子育て・健康推進課	継続
	児童虐待防止推進月間の啓発活動等により児童虐待の防止に資する取組みを積極的に行います。		
	養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。		
	「子ども家庭総合支援拠点」の体制を整備し、専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を行います。		新規
	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、近隣市町の受け入れ施設と連携し、体制を整備します。		
DV 被害者の支援	DV（配偶者からの暴力）の被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるための支援をします。	子育て・健康推進課	継続
子育て相談体制の強化	子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDVの相談等について、家庭児童相談員が対応します。	子育て・健康推進課	継続
	家庭児童相談及びDVの相談を担当する職員等が専門的知識及び技術の向上を図るため研修を受講し、専門的見地から対応できる人材の確保を図ります。		
人権啓発の推進	子どもの人権に関する人権啓発を推進します。	民生課 生涯学習課	継続

第5章 計画の推進

1. 町民や地域、関係団体との協働

本計画を実効性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。

そのためにも、町のホームページ「くまのっ子 子育てナビ」、広報紙などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、町民や関係団体等で構成される「熊野町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

2. 計画の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ、様々な分野にわたるため、計画策定担当課（子育て・健康推進課）が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握し、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進めます。

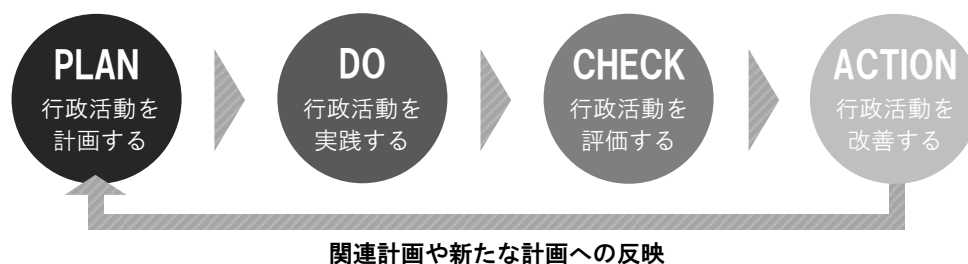
さらに、国・県や関係機関との連携を強化し、本計画を推進します。

3. 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「熊野町子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）-Do（実施・実行）-Check（評価・検証）-Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

■PDCAサイクルのイメージ



4. 「熊野町子ども・子育て支援事業計画」の具体施策と目標指標

視点1 安らぎの子育て「安心・安全」

1. 健やかに生み、育てるための環境づくり

(1) くまの版ネウボラの推進～切れ目ない支援の充実～

取組	内容の要約	項目	指標	平成30年度実績 (直近の実績)	目標
妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	疾病の早期発見と育児不安に対するきめ細かい育児支援。	乳幼児全戸訪問事業	実施率	100%	100%
	乳幼児健診の未受診家庭や支援が必要な家庭を訪問し支援する。	1歳6か月健診	受診率	143人 86.1%	95%
			未受診者訪問率	12人 100%	100%
		3歳児健診	受診率	157人 89.2%	95%
			未受診者訪問率	14人 100%	100%
	育児相談、母親学級、両親学級などの教室を開催し、育児不安の軽減を図る。	育児相談	回数	38回	参加者数 延べ500人
			参加者数	延べ466人	
		母親学級	回数	6回	7回
			参加者数	22人	30人
	両親学級	回数	3回	3回	
参加者数		26人	30人		
家族等からの家事・育児の支援が受けられない人に産前産後ヘルパーを派遣する。	産前産後ヘルパー	申込者数	5人	8人	
		実施者数	4人	8人	
産後、心身ともに不安定になりやすい母親をサポートし宿泊型産後ケアを行う。	宿泊型産後ケア	宿泊型産後ケア委託先数	1か所	2か所	
こども地域見守りネットワーク事業を行い、支援が必要な家庭をくまの版ネウボラに繋ぎ、すべての子育て家庭をサポートする。	こども地域見守りネットワーク事業	参加事業所数	17か所	20か所	
子育て支援拠点の整備	母子保健機能を兼ね備えた相談しやすい拠点として充実を図る。	子育て支援拠点	子育て支援拠点数	1か所	2か所
子育て情報提供体制の強化	LINE公式アカウント「こふでりん」を開設し、子育て情報提供体制を強化する。	LINE公式アカウント「こふでりん」	LINE登録者数	未実施	300人

(2) 子どもに関する医療体制の充実

取組	内容の要約	項目	指標	平成30年度実績 (直近の実績)	目標
健診の費用助成	すべての妊婦及び乳幼児が、必要な健診が受けられるよう、健診の費用を助成する。	妊産婦健康診査	助成券	14回分	14回分
		乳幼児健診	助成券	2回分	2回分
歯科健診の費用助成	歯と口の健康保持増進強化のため歯科健診とフッ素塗布の費用を助成する。	歯科健診助成券(妊婦)	助成券	1回分	1回分
		(乳幼児) 歯科健診助成券	助成券	未実施	1回分
		(乳幼児) フッ素塗布助成券	助成券	1回分	1回分

(3) 障害のある子どもと家庭への支援の充実

取組	内容の要約	項目	指標	平成30年度実績 (直近の実績)	目標
子どもや親への支援	発達障害等の診断を受けて間もない親等に対し、障がい児継続支援事業等で共感的なサポートを行う。	障がい児継続支援事業 (スマイルキッズ。)	参加者数	8回 延べ参加者数 保護者 48人 子ども 35人	延べ参加者数 100人
	地域イベントでポスター掲示等により、発達障害の理解について啓発活動を行う。	発達障害に関する啓発	実施回数	1回	2回
相談体制の充実	自立支援協議会の各専門部会を設置し、ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を実施する。	専門部会	部会数	1部会	2部会
福祉サービスの実施	障害福祉サービス、障害児通所支援を実施する。	ガイドブック作成	実施回数	1回	1回

2. 子育てによるこびが持てる家庭づくり
 (1) 親の子そだて力の向上

取組	内容の要約	項目	指標	平成30年度実績 (直近の実績)	目標
親の子育て力の強化	くまの・こども夢プラザ等において、親が子育てを学ぶ場を講座等により提供する。	子育てなるほど講座	参加者数	108組 236人	250人
	子育てをテーマとした講演会や講座等を積極的に企画し、子育て意識の醸成を図る。	子育てをテーマとした講演会	実施回数	未実施	1回
	「ブックスタート事業」を実施し、親子で触れあえる場や親同士のコミュニケーションづくりができる場を提供する。	ブックスタート事業	参加率	86.3%	100%
食育の推進	離乳食教室や育児相談事業の栄養相談の実施により食の大切さについて啓発する。	離乳食教室	参加者数	延べ参加者数 保護者47人 子ども51人	延べ100人
		栄養相談	相談者数	未集計	40人
	児童クラブ等への出前講座により子どもに対し食の知識を提供し食の大切さについて啓発する。	出前講座	回数	4回 各児童クラブ 1回	4回 各児童クラブ 1回
	子育て世帯の親に生活習慣や食のバランス等の知識を啓発するためののびのび親子教室を実施する	のびのび親子教室	参加者数	5回 延べ162人	延べ170人

3. 生活環境の整備

(1) 子どもの安全・安心の確保

取組	内容の要約	項目	指標	平成30年度実績 (直近の実績)	目標
通学路の安全確保	通学路の安全確保のため建設部や警察等との関係機関と連携し、危険箇所の安全対策を行います	危険個所の整備	危険箇所整備数	4か所	2か所/年
	キッズ・ゾーンの設定を検討し、交通安全対策を推進します。	キッズ・ゾーン設置	キッズ・ゾーン設置数	未実施	2か所整備

視点2 まち全体で育む「支え合い」
 1. 地域における子育て支援体制づくり
 (1) 地域における子育て支援の充実

取組	内容の要約	項目	指標	平成30年度実績 (直近の実績)	目標
ネットワークづくり	くまの・こども夢プラザなどで子育てに対する負担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用して、子育てサークル等を支援するとともに関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図る。	くまの・こども夢プラザで活動する子育てサークル	サークル数	2つ	3つ
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、子どもの送迎、子どもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営する。	ファミリー・サポート・センター事業	利用者数	244人	250人

2. 保育サービスの充実
 (1) 多様な保育事業の充実

取組	内容の要約	項目	指標	平成30年度実績 (直近の実績)	目標
子ども・子育て支援の充実	量の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図る。	延長保育事業	実施か所数	4か所	6か所
		一時保育事業	実施か所数	1か所	1か所
		病後児保育事業	実施か所数	1か所	1か所
		病児保育事業	実施か所数	未実施	1か所

(2) 乳幼児期における教育・保育の質の向上

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
幼保小中連携の推進	幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小学校、中学校等の関係者が定期的に意見交換等を行う協議・連携の場の充実。	幼保小中教育推進協議会	実施回数	3回	3回
・保育士等の資質の向上	保育士が効果的に研鑽し合える機会を設け、この機会を通じて、保育所(園)同士のネットワークの構築・強化。	研修会	実施回数	1回	2回
	支援員等への研修の推進、児童クラブ運営マニュアル等により、資質向上に努める。	研修会	実施回数	1回	2回

3. 子育て支援事業の充実

(1) くまの・こども夢プラザ(子育て支援センター)の機能強化

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
子育て支援事業の充実	親子の絆づくりプログラム(BPプログラム)を実施し、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を提供する。	BPプログラム	実施回数	1回	2回
居場所づくり	民生委員児童委員による「ぼうずやまキッズスペース」を実施し、子どもの居場所づくりの場を提供する。	ぼうずやまキッズスペース	参加人数	38回 延べ548人	750人

4. 職場における子育て支援の促進

(1) ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し

取組	内容の要約	項目	指標	平成30年度実績 (直近の実績)	目標
女性の就職等の支援	「女性就職総合支援事業」わーくわくママを活用し、くまの・こども夢プラザで出張相談（個別相談会）や就職応援セミナーを共催し、女性の就職を総合的に支援する。	出張相談 (個別相談会)・就職応援セミナー	回数	未実施	出張相談 1回 就職応援 セミナー 1回

5. 子どもの貧困対策

(1) 子どもの貧困対策の推進

取組	内容の要約	項目	指標	平成30年度実績 (直近の実績)	目標
生活困窮家庭に対する支援	生活保護世帯等の小中学生を対象に週1回、町内の公共施設等で実施している学習支援について周知する。	学習支援の周知	周知回数	1回	2回

視点3 力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」

1. 子どもを育む環境の充実

(1) 様々な体験活動の促進

取組	内容の要約	項目	指標	平成30年度実績 (直近の実績)	目標
読書活動の推進	幼児期から本を通じて親子の絆づくりを行う「くまどく」を推進する。	「くまどく」	達成率	76.5% (小中学校達成率)	90%
多世代交流事業の推進	放課後子ども教室（土曜くまのっ子教室）において、様々な体験のできる場を提供する。	放課後子供教室（土曜くまのっ子教室）	参加人数	延べ358人 ※西日本豪雨災害により4回中止	延べ450人
		放課後子供教室（遊びと学びの交流学校）		延べ150人 ※西日本豪雨災害により11回中止	延べ850人

2. 子どもの権利を尊重した社会
 (1) 児童虐待防止対策の強化

取組	内容の要約	項目	指標	平成30年度 実績 (直近の実績)	目標
児童虐待の防止・早期発見	要保護児童対策協議会（児童虐待ネットワーク会議）を運営し、関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図る。	児童虐待ネットワーク会（実務者会議）	実施回数	4回	6回
		児童虐待ネットワーク会（代表者会議）	実施回数	令和元年度 1回	1回
	「子ども家庭総合支援拠点」の体制を整備し、専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を行う。	子育て短期支援事業	拠点設置	未設置	1か所
	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、近隣市町の受け入れ施設と連携し、体制を整備する。	子育て短期支援事業	事業実施	未実施	実施
人権啓発の推進	子どもの人権に関する問題の解決に向けて、人権啓発を推進する。	人権講演会	実施回数	1回	2回

資料編

1. 用語解説 (50 音順)

【あ・ア行】	
一時保育	未就学児童で保育所（園）に入所していない児童を、一時的に保育所（園）施設等で預かるサービス。
延長保育	保育所（園）の通常の開所時間（11 時間）を超えて朝や夕方に保育するサービス。
【か・カ行】	
キッズゾーン	散歩等の園外活動等の安全を確保するため、保育所、保育所型認定こども園等の周囲半径 500 メートルを原則として設定され、交通安全対策を行う地帯。
合計特殊出生率	15～49 歳までの女子の年齢別の出生率を合計して算出する。一人の女性が一生のうちに出産する平均子ども数を表す。
子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的に、相談業務、情報提供、育児サークルの支援等を行う機関。
子育て世代包括支援センター	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う機関。
子ども家庭総合支援拠点	児童虐待等に係る専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言、幼児の発達に関する相談支援及び関係機関との調整等を行う機関
【さ・サ行】	
サテライト型	英語の satellite (衛星) の音訳。「母体から離れて存在するもの」の例えとしてよく使われる。母体施設との連携を前提とした、母体施設とは別の場所で運営される施設のことをいう。
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に向けて、国、地方公共団体及び事業主が、次世代育成対策を推進するために必要な措置（行動計画の策定等）を講ずることを定めた法律。平成 15 年 7 月制定。
児童虐待	大人による、非偶発的に（単なる事故でなく、故意による場合も含んで）子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為。ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などがある。
障害児保育	集団保育が可能で、日々通所できる障害児を保育するサービス。
ショートステイ	福祉施設に 1 週間程度入所して、入居者と同じ生活をしながら、食事、入浴、排せつ等日常生活上の介護や、日常動作に関する訓練等を受けられるサービス。

【さ・サ行】	
食育	自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送る力（身体によい食品を選ぶことができる力・料理をする力・食べ物と身体の関係がわかる力・おいしい味がわかる力・食を楽しむ力）を育て、食を通じて人生を心豊かに力強く生き抜く力を身につけること。
【た・タ行】	
トワイライトステイ	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。
【な・ナ行】	
ネットワーク	本来は、テレビ・ラジオなどの放送網・通信網のこと。一般的には、同じ目的によってつながる網状の仕組み・組織をいう。
ネウボラ	フィンランド語で「助言の場」を意味し、妊娠期から出産、子供の就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置、運営する拠点を指す。
【は・ハ行】	
パート	一般従業員よりも労働時間が短い就労形態。臨時的雇用が大半で、低賃金であったり、福利厚生面でも低位であることが多い。
バリアフリー	スロープや手すりの設置、段差の解消等、高齢者や障害者等が移動しやすいよう配慮をすること。
晩婚化	比較的年齢を重ねてから結婚する傾向。
P T A	P T Aとは、Parent-Teacher-Associationの略で、父母と教師が協力し、児童・生徒の成長と幸福のための諸活動を行うことを目的とする組織。
病後児保育	病気回復期で、通常の集団での保育が、食事や体力の面で困難な場合に子どもを預かるサービス。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員組織で、運営を行うのは市町村または公益法人。会員同士で地域において育児に関する相互援助活動を行う。アドバイザーが育児の援助を受けたい会員からの申込みに応じて、育児の援助を行ってくれる会員を紹介する。
ファミリーフレンドリー企業	仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業。
ブックスタート事業	乳幼児の心と言葉を育むため、親子が「絵本」を介し、言葉と気持ちを通わせる時間を持つとする取組・運動。
保育所における 質の向上のための アクションプログラム	保育の質の向上を図るために、厚生労働省が定めた施策。平成20年3月に、保育の内容の質を高める観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的な「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を厚生労働省が策定した。

【は・ハ行】	
母子健康手帳	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。母子の健康記録と保健指導の基礎となる。
放課後子ども教室	両親の共働きなどにより、放課後、家庭に保護者のいない留守家庭児童を一定の場所に集め、適正な遊びや生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成を図る事業。
【や・ヤ行】	
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。
【ら・ラ行】	
ライフステージ	人間が、一生で過ごす幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期の5段階のこと。
【わ・ワ行】	
ワーク・ライフ・バランス	<p>仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや、充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。</p> <p>ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。平成19年12月には、働き方の改革を促す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、具体的な数値目標を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。</p>

2. 熊野町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 12 日

条例第 16 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、熊野町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、民生部子育て・健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後において最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日とする。

(招集の特例)

3 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年熊野町条例第4号)の一部を次のように改正する。

(略)

3. 熊野町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職	役 職
町議会議員	時光 良造	熊野町議会代表	
子どもの 保護者	森 裕徳	くまの・みらい保育園 保護者会会長	
	坂井 久美子	保育所ひかり学園 保護者会会長	
	枅井 隆	第二聖徳幼稚園 保護者代表	
	佛圓 俊一郎	淳教幼稚園 P T A会長	
	藤河 大造	熊野第二小学校 P T A会長	
	永谷 望	熊野中学校 P T A会長	
事業主を代表 する者	竹森 臣	熊野町商工会 理事	
子ども・子育て 支援に関する 事業に従事 する者	時光 真由美	くまの・みらい保育園 園長	
	光本 正伯	社会福祉法人光生会 理事長	
	猪野 良雄	学校法人猪野学園 理事長	
	石山 貴子	淳教幼稚園 園長	
	平岡 弘資	熊野町校長会 会長	副会長
学識経験の ある者	柿岡 玲子	安田女子短期大学 保育科 教授	
町長が必要と 認める者	大瀬戸 隆	熊野町医師会 代表	会長
	廣瀬 佐都子	熊野町歯科医師会 代表	
	曾根 はるひ	熊野町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
	清代 政文	社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会 事務局長	

第2期熊野町子ども・子育て支援事業計画

発行年月日：令和2（2020）年3月

発行：広島県安芸郡熊野町

〒731-4292

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

T e l : 082-820-5637

F a x : 082-854-8009

編集：熊野町子育て・健康推進課

策定協力：株式会社エブリプラン